

「三百屋」と弁護士

——日本弁護士史の再検討（II）

はじめに

一 旧々弁護士法下の非弁護士

1 非弁護士の活動実態

2 府県弁護士会の非弁護士対策

3 警察による非弁護士取締

4 非弁護士をどう評価するか

二 旧弁護士法への道程——弁護士と非弁護士の相剋とその帰結

1 大正期の司法状況

2 弁護士法改正問題

橋本誠一

おわりに——もう一つの日本弁護士史への展望

はじめに

筆者は、すでに別稿^[1]において、一八八〇年代(明治一〇年代後半)に入っても、代言人資格を持たない者が代人の肩書きで訴訟代理業を営んでいたことを明らかにした。そして、その後——時期は特定できないが——訴訟代理はもっぱら代人または弁護士(以下、代言人を含めて「弁護士」という語を使用する)の独占業務となり、法曹資格を持たない人々は法廷から排除されていった。ただ、その段階に至ってもなお、法廷外における一般法律事務については、弁護士資格を有しない者も取り扱うことができた。こうして、弁護士がもっぱら法廷内の訴訟代理・刑事弁護を独占し、法廷外では非弁護士たちが——弁護士とともに——活発に一般法律事務を取り扱うという法実務の世界が確立したのである。

本稿は、以上の仮説を前提に、とくに一八九三(明治二六)年三月四日に公布された弁護士法(法律第七号、いわゆる旧々弁護士法)以後の時期における非弁護士の活動実態を可能な限り解明する(第一章)とともに、この問題が一九三三年弁護士法改正とどのように関わっていたのかについて分析する(第二章)ことを課題とする。

一 旧々弁護士法下の非弁護士

1 非弁護士の活動実態

旧々弁護士法下での非弁護士の活動実態を知ることにはきわめて大きな困難が伴う。何よりも関係資料の収集が容易ではないからである。そうしたなかでとくに貴重な業績として注目したいのが、井ヶ田良治「明治前期の共有山林民主化運動の一資料（一）〜（三）完」―吉野地方の公事家・半公事家の記録―²である。ここに紹介されている記録の大半は、橋本信衛という人物の手記である。井ヶ田氏によれば、「信衛は、その記録から推察すると、代言人の経歴をもつ天理教の信者」であり、「近代的法学的素養を身につけている一方で、天理教の信者として、道徳的潔癖さを持ち」、「近所のような厄介な悩み事の解決に奔走して、近世の公事師の姿を彷彿させる」人物であったという³。ここに示されているのは、地域社会の一員として地域に暮らし、地域に根ざしながら法的相談活動に従事する人物像であった。ただ、全国的に見れば、非弁護士の活動実態はきわめて多様であり、地域ごとにさらに多く資料を掘り起こしていく必要がある。そこで、以下、管見の限りで彼らの活動実態を追跡してみたい。

① 北海道

『法律新聞』は、随時、各地法曹界の現状を伝える記事を掲載しているが、一九二二（大正元）年には、当時の函館地方の状況を次のように伝えている。すなわち、

三百連が名を債権譲渡に仮りて、法律を潜る者漸く多きを加へ来るは、仮りに之れを宜しと為すも、多くは其仮装債権に基き仮差押等の命令を得て直に一家の家財を引き上げ、債務者をして家を畳むの止むなきに至らしむるが爲めに、十分債務其有無を争ふべき余地ある者も、一時其の困難に陥るの悲境に堪へずしてミスタタ無理の金円を締め取るゝの迷惑を蒙る者の多きは、要するに三百連の悪辣手段の結果に良民の蒙る害にして、又た他の一面には其の取立の金円を横領し本人に渡さず本人も亦た迷惑を蒙るの弊害数ふるに違あらず、此の如きは三百が法令に因る者に非ずして争訴仲裁等の取扱を禁じ居る庁令を犯し延て弁護士⁽⁴⁾の職権をも侵害しつゝあるものなれば、此の際官民一致断乎として其の矯正に努力すべき要ありとは某弁護士⁽⁴⁾の痛談たりしが吾人も疾に其の必要あるを認めつつあるものなり。

これによれば、函館地方では、明治末期から大正初期にかけて、「三百連」(非弁護士)の活動が活発化していたようである。ここにいう「三百連」とは、とくに債権回収を業とする者を指している(非弁護士の活動実態が地域によって多様であることについては後述)。そして、北海道では、法令に因らずに「争訴仲裁等の取扱」をなす者を取り締まる庁令が発せられていたことにも留意したい(この種の道府県令についても後述)。

② 東京府

『法律新聞』は、一九〇七(明治四〇)年一月一日、寺島直⁽⁵⁾(所長)、鈴木充美(評定員)らが、「断訴の目的」

をもって「東京仲裁所」を東京市京橋区元数寄屋町に設立したことを伝えている。彼らが定めた「東京仲裁所規程」によれば、その業務は、①一家親戚間における紛議の仲裁、②法人個人の損害要求・権利回復等紛議の仲裁、③諸会社・銀行・町村・社寺・各団体に関する一切の苦情・紛議・貸借上の仲裁・鑑定、であった（第一―三条）。そして、仲裁の報酬は当事者双方の分担とし、協議の上でその額を定めるとされた（第一―条）⁽⁶⁾。

興味深いことに、この東京仲裁所は、各種法的紛争の仲裁を業務とする組織として設立されたものである。前述のように、当時の旧々弁護士法の下では、仲裁業務に従事し当事者から報酬を得ることは、弁護士資格の有無に関わりなく、誰でも可能であった。それだけに、我々の推測するところでは、東京仲裁所の業務もおもに非弁護士によって担われていたのではないかと思う。

このように推測する背景には、当時の東京には非常に多くの非弁護士が活動していたという事実がある。時代を少し下るが、大正中期の状況について、ある弁護士は「三、百、代、言、と、い、ふ、も、の、が、東、京、に、約、六、千、余、あ、り、そ、れ、に、付、属、し、て、仕、事、を、し、て、居、る、者、を、加、へ、る、と、非、常、な、数、に、な、つ、て、我、々、の、仕、事、の、大、半、は、彼、等、に、滅、殺、さ、れ、て、居、る」と語っている⁽⁷⁾。東京仲裁所は、そうした非弁護士の活動の一端、しかもきわめて組織的な活動事例の一つ、といえるのではないだろうか。

③ 神奈川県

『法律新聞』は、大正中期の「横浜は恐らく全国中三百屋最も多き土地」であるといい、神奈川県内における三百屋（非弁護士）の活動実態を次のように紹介している。

其(三百屋の引用者)弊害の最も多いのは、三百が自ら債権譲渡を受けて原告となつて法廷に立つが為めに、法律上之を排斥するに甚だ面倒を感じたのみならず、また三百が弁護士の出張所といふ看板を利用して不正を行ひ、而かも東京弁護士中にも此不正手段を気付かず其看板を出すので非常に始末が悪るかつたのである。出張所は横浜市内にも沢山あるが、横須賀、小田原に最も多く、其大部分は横浜の弁護士が出して居る様である。出張所も真実の意義に於ての出張所ならば差支なく、所謂業務の発展ともいへやうが、前に述べたやうな意味で三百に利用されることになれば、決して出張所とはいへない。厳格にいへば訴訟紹介者に看板を貸すといふことになる。

ここでは、とくに以下の点を確認しておきたい。神奈川県の非弁護士は、①債権回収業(他人から債権等を譲り受け、自ら訴訟を提起して債権額を回収する業務)を営む者が多かつた。また、②弁護士事務所出張所の看板を借りて訴訟紹介や一般法律事務の処理に従事する者もいた。③弁護士が出張所を設置する場合、②のような非弁護士への看板貸しが多かつた。④弁護士事務所出張所(看板貸しの事務所)はとくに横須賀や小田原に多く、その場合、横浜の弁護士が設置するものが多かつた。

④ 長野県

長野県でも、神奈川県に類似の状況を確認することができる。たとえば、長野地方裁判所所属弁護士 A は、大町区裁判所のある長野県北安曇郡大町字九日町に住む B 方を出張事務所とし、B を事務員として一切の事務を取り扱わせ

ていた。そのためBは、一九二一（大正一〇）年五月頃から翌年五月下旬までの間、弁護士Aの訴訟用印章や用紙類を使用し、督促手続事件・民事訴訟事件・非訟事件等を受任し、A名義でこれら事件に関する申請書・訴状・その他所要の書類を作成し、大町区裁判所に提出しただけでなく、依頼人から手数料または成功謝金を取得した。そしてBは、弁護士Aに対し、成功謝金の一部約三五〇円を報酬として支払っていた。

しかし、当時の長野弁護士会会則によれば、弁護士が出張事務所を設置する場合は、弁護士会長の認許を得る必要があったにもかかわらず、弁護士Aはこの手続を怠っていた。それゆえ、Aは会則違反を理由に懲戒裁判にかけられ、上記事実が長野弁護士会則違反として認定されたのである。⁽⁹⁾

⑤ 京都府

京都府も、非弁護士活動の活発な土地として知られていた。判事・大濱隆⁽¹⁰⁾は、一九一〇（明治四三）年頃の京都府内の現状を「京都は三百の多きこと関西第一と称せらるる所」といい、その原因について次のように述べている。

その原因を察するに、(略)一千有余年間、京都の民として馴致せられたることとて、徒らに其身辺を飾るの風習を脱却すること能はず、従て其慾望を達する必要上益我利根性発達し、為めに無資力者は借倒し策を講じ、有資力者は又之れを仮借せず、其取立苛察を極め双方紛議の絶ゆる間なき状況となり、茲に三百的人物の需要を生じたるを以て、奸智あるの徒之れが仲裁等に従事することと為り、爾來其数を増加せると共に之等の徒其奸智を弄して遂に良民を苦しむるに至り、延ひて現今に及べるもの、如し⁽¹¹⁾

また、『法曹百年史』は、京都弁護士会設立（一八九三年）以後の六〇余年間の推移について、その最初期段階（第一期）を「三百代言整理時代」と特徴づけ、次のように述べている。

免許代言人、弁護士とおいおい試験制度が整い、それまで訴訟代理人として法廷で口を利いていた者も行動できぬこととなったが、なお市井では弁護士出張事務所主任として、或は金融、仲介等の業務に陰れて事件を取扱つていたので、それらの手を経た事件が甚だ多く、毎朝弁護士控室はその出入のため喧騒を極め、処置に窮した⁽¹²⁾。

ここには、非弁護士が訴訟代理人として法廷に立っていた時代が終わると、次に法廷外で紛争の仲介や債権の回収などの業務に従事するという段階を迎えていたことが証言されている。その活動実態を見ると、他県と同様に、弁護士事務所出張所の看板を掲げ、自ら法律事務を処理する者が多かつたようである。

⑥ 静岡県

静岡県については、弁護士・鈴木信雄の貴重な証言がある。とくに証言内容の詳細さという点では他に類例を見ない。それだけに、若干長文にわたるが、煩をいとわず紹介したい。

大正十年の年末ごろは、弁護士のどこの事務所でも、五割か六割ぐらゐは事件の依頼者が直接来るんです。あと四割なり五割というのは、素人が弁護士さんの事務所へ行くのは非常に気おくれがしてこわい。ところが、そ

れを案内をしてくれる「三百屋」というのがあったんですよ。

どの村へ行つたつて口ききで、年じゅう一定の職業がなくて、人のもめごとの中へ入つたり、警察へ引つ張られて困つたといえども下げ運動をしてやる。こういういわゆる三百屋というものがどこの村にもあつて、これが事件の当事者を案内して弁護士事務所へ来るわけだ。

そのころ有名な三百屋というのがありましたよ。伝馬町の伊藤。大したもんで、弁護士よりいばつてゐる。八千代町に原某という三百屋もいて、これなんか依頼者を何百人となく持つてゐる。それが出入りをすると弁護士の事務所は繁盛する。何かその三百屋の気分を悪くしてその事務所へ行かなくなつて、ほかの事務所へ行くようになると、前に出入りをしてゐた事務所は、ガツタリ暇になる。こういう状態だつたね。

それでひどいやつは本人が勝つか負けるかわからんような事件で、先に費用を出すのは危ないというと、三百屋が立て替えるんだ。弁護士の依頼費も訴訟費用も立てかえて、損害賠償なり何なりの訴訟をやる。そのかわりその裁判が勝つて金が入ると、三分の一は弁護士のお礼、三分の一は三百屋が取る。頼んだ本人のところへ三分の一しか行かない。

查谷に寺尾という三百屋がいる。あれと懇意になつて、先生の事務所へ出入りさせなさいよなんて言われたことがあるんですね。恐らく当時県下に三百屋が三千人とか五千人いたでしょう。当然その弊害が非常に多い。三百屋のカイライに弁護士が使われている。しかも弁護士の事務所が県下へ何カ所でも出せることになつてゐる。ほかの先輩の岡崎先生なんていうのは、静岡に事務所があるのはもちろんだが、浜松にあるし、掛川にあるし、吉原（現富士市―引用者）にあるし、沼津にある。静岡以外に四つ事務所を持つておつた。そこには代書上がりの

人がいたのもいるが、あとはみんな三百屋なんだ。五十ぐらいの風体のいかめしい、それこそ袴をはいているような、事務員ということではあるけれども三百屋なんだ。これが岡崎先生の判を使つて支払い命令を出す。それから刑事事件を頼みに来れば保釈申請は出す。差し押さえには自分が執達吏とノコノコ出かけていく。一切やっている。どうしても法廷へ出にやならんときには、岡崎先生のところへ電話をかけて呼ぶと、先生が来て、そうして、「今日は、苦勞さん」。帰りには幾らか手数料をもらつて帰る。ひどいやつは県下に七カ所も八カ所も、出張事務所を持つている弁護士が、沼津の弁護士でもあつたんです。これが弁護士の信用も傷つたんですね。⁽¹³⁾

ここで証言を整理しておこう。すなわち、①どの地域(村)にも三百屋という者が存在し、日常的に弁護士紹介・紛争解決等を生業としていた。②とくに静岡市内には、数百人もの依頼人を抱える有力な三百屋が存在していた。③三百屋の数は、静岡県内だけで三〇〇〇〜五〇〇〇人程度であり(ただし、その統計的根拠は不明だが)、弁護士事務所を持ち込まれる訴訟事件の約半数は彼らを仲介とするものであつたという。④三百屋のなかには自ら事務所を構える者もあつた。それは表向きは弁護士事務所の事務員として、実質的には弁護士から看板貸しを受けて、単独で保釈申請や差押手続など種々の法律事務を処理し、報酬・対価を得ていた。また、彼らは、出廷の必要があるときだけ弁護士に事件を依頼し、そのつど報酬を支払つたのである。

以上、各府県における非弁護士の活動実態を見てきたが、これらを業態別に整理すれば、左のように分類することができるだろう。

〔1〕顧客と弁護士の間に介在して、弁護士の紹介及び訴訟代理の委任を行うことを業とする者（弁護士紹介型）。このタイプは、日常的に、特定の弁護士事務所に入りし、訴訟依頼を持ち込むという活動形態をとるものである。

〔2〕顧客の依頼に応じて法律事務一般（法律相談を含む）を処理することを業とする者（法律事務処理型¹⁴）。これは、自ら事務所を構え——場合によっては、弁護士からの看板貸しを受けて——、そこで顧客の依頼を受け付け、各種法律事務を処理するタイプである。このタイプは、訴訟代理以外のすべての法律事務を処理する場合が多く、非弁護士のなかでもかなり高度な法的知識が必要となる分野である。

〔3〕地域社会に生起する各種紛争に介入し、仲裁行為等を業とする者（紛争解決型）。これは、とくに当該地域社会のなかで名望家とされる人物が、地域内で発生する紛争に介入し、仲裁等を行う場合を想定している。

〔4〕他人から債権等を譲り受け、訴訟等を通じて当該権利の回収・取立をなすことを業とする者（債権回収型¹⁵）。これは、回収が困難になっている他人の債権等を有償で譲り受け、自ら——あるいは弁護士に代理を委任して——訴訟を提起し、債権額の回収を図ることを業とするものである。

このうち、とくに「1」弁護士紹介型と「2」法律事務処理型は、弁護士との共存・共生関係が強いという共通の特徴が認められる。そこには、弁護士との間で分業関係が成立している場合もあった。

2 府県弁護士会の非弁護士対策

前節では、明治から大正にかけて、非弁護士が全国的に多様な活動を展開している実態を確認した。それでは、こ

うした現状に対して、各地の弁護士会はどのように問題を認識し、どのように対応したのであるか。本節では、この点について検討してみたい。

① 大阪弁護士会

旧々弁護士法が公布されてからわずか四年後の一八九七(明治三〇)年、大阪弁護士会は、弁護士会会則を改正し、会員が訴訟紹介業を営む者から訴訟事件の紹介を受けることを禁止した。⁽¹⁶⁾ 訴訟紹介を業とする非弁護士を排除するのが会則改正の趣旨であった。しかし、その効果の程は十分とは言いがたかったようである。その後も同様の問題がくりかえし取り上げられていたからである。

その後、一九一九(大正八)年二月、大阪弁護士会臨時総会は、非弁護士(三百屋)取締問題について協議し、以下のような決議を行った。第一に、警察犯処罰令(府令第六四号)に債権を譲り受けて訴訟等をなすことを業とする者を処罰する条文を盛り込むこと、第二に、弁護士会則中に債権を譲り受け訴訟等を通じて回収することを業とする者から事件の委任を受けることを禁止する旨を決議したのである。⁽¹⁷⁾ 前述の業態分類で言えば、この時期の大阪弁護士会の関心は、おもに弁護士紹介型と債権回収型に向けられていたといえる。

② 名古屋弁護士会

それに対し、名古屋弁護士会の場合は、おもに弁護士紹介型に関心を集中させていたようである。すなわち、一八九九(明治三二)年会則改正は、同会所属弁護士が「訴訟紹介人」(弁護士紹介型の非弁護士)からの事件紹介を受け

ることを禁止した。しかし、この段階では、禁止の対象となる「訴訟紹介人」とは誰のことを指すのか、具体的には何も特定されていなかったようである。そこで、一九〇二（明治三五）年会則改正によって、「訴訟紹介人名簿」が整備されることになった。これに基づき、同年九月、名古屋弁護士会は初めて訴訟紹介人名簿（三五八名の訴訟紹介人を登載）を作製・刊行した。その結果、同会所属弁護士は名簿登載者からの事件紹介を受けることができなくなった。こうした弁護士会の取り組みに対し、同年一〇月、訴訟紹介人名簿に登載された楯珠次郎なる人物が、弁護士会全会員を相手取り、訴訟紹介人名簿からの削除を求める訴訟を提起するという動きもあつた。

その後も、名古屋弁護士会は訴訟紹介人名簿の整備に努め、〇四（明治三七）年、訴訟紹介人名簿の改訂版を刊行し、四六五名の氏名を登載した。〇九（明治四二）年にも、訴訟紹介人名簿を改訂刊行した（四二四名登載）。ところが、一二（明治四五）年には、訴訟紹介人名簿制度の廃止を決議するという逆転現象が発生した（この決議は、後日、撤回された）。こうした事実は、弁護士と訴訟紹介人との共存・共生関係を断ち切ることが、実際にはきわめて困難だったことを示しているのではないか。

なお同会は、一九二五（大正一四）年に、「所謂三百代言人取締り方法ニ関スル委員会」を設置して⁽¹⁸⁾る。大正期を通して、この問題が解消することはなかったようである。

③ 中国弁護士協会

一九〇六（明治三九）年一月二四日、岡山市で開催された中国弁護士協会会同において、広島弁護士会は「法令の制定又は改廃を要する件」を提出した。その第一の項目として取り上げられたのが、「営利の目的を以て弁護士業務

に類似の所業あるものを取締るの件」、つまり非弁護士対策であった。他方、岡山弁護士会有志からは、「弁護士法第一条所定の弁護士の職務範囲を拡張する事」という要求事項が提案された。¹⁹⁾

これら二つの要求事項は、相互に関連していると考えるべきである。当時、法廷外の一般法律事務処理については、弁護士と非弁護士は顧客獲得の点で競合する関係にあった。その意味で、非弁護士取締の要求は、弁護士の業務独占の拡大（一般法律事務からの非弁護士排除）要求と結びつく傾向にあったからである。

④ 京都弁護士会

『法曹百年史』は、一九〇八（明治四一）年七月五日に開催された京都弁護士会総会での会員の発言を紹介した後、「この時代の総会常議員会の議題といえば、予算・選挙・会則・諮問の答申を除いては三百代言（訴訟仲介特定人）と弁護士事務員の訴訟仲介常習被疑事件が殆どであった」と指摘する。²⁰⁾

前出の判事・大濱隆の言によれば、一〇（明治四三）年頃、「京都弁護士会は夙に観る所あり、自ら進んで三百を調査し、其氏名を指定して各会員に頒ち、会則に所謂営利的訴訟紹介者より受任することを得ずとの規定を勵行する方法の一端となし、以て之が自滅を圖つていたという。しかし、実効はあまりあがらず、「京都人士の多くは目前の小利に汲々とし、一時謝金の少なきを望んで、今尚ほ裁判外に於ける紛議の仲裁若くは取立等に三百を依頼する風あり、又三百は能く是れを察知して其慾深きに乗じ巧みに之れを籠絡せること、恰も狡猾なる遊郭の女將が芸娼妓を頤使して遊治郎の心を蕩せるに似たり」という状況にあった。²¹⁾

その後、京都弁護士会の活動は立法要求に向かった。すなわち、一九（大正八）年四月一二日に開催された京都弁

護士会臨時総会は、一方で、弁護士の職務範囲を——「法律事務の代理、弁護、補佐、鑑定、顧問、仲裁其他権利の伸張防禦に関する一切の事務」にまで——拡張し、他方で、弁護士資格を有しない者が業として弁護士の職務に属する事項を行うことを処罰する旨の規定を設けることを要求する決議案を可決し、司法大臣に提出した。⁽²²⁾

⑤ 東京弁護士会

一九一一年（明治四四）年二月、東京弁護士会は弁護士法改正問題について調査委員を選出した。調査委員は、弁護士会を法人とすること、弁護士会の監督は司法大臣とすること、弁護士懲戒は弁護士会自治に委ねること、弁護士の職務権限を明確にし非弁護士の法律事務取扱に対する制裁を設けること、という主張に基づき、改正法律案の起草に着手した。その成案を得て、一九一二年（明治四五）年三月五日、東京弁護士会は、弁護士法改正案を帝国議会上に出したが、貴族院で審議未了に終わった。⁽²³⁾

その後、東京弁護士会常議員会は、一九二一年（大正一〇）年、三百屋退治案として二つの決議案を可決した。第一に、弁護士等の資格を有しない者が、利害関係のない法律事件等に関して、鑑定・勧誘・紹介・和解その他に関与し、利を図ることなどを処罰する取締法令の制定を警視庁に求めること、第二に、いわゆる三百屋の仲介する法律事件に関与しないこと、などを会員弁護士に求めるといふものであった。⁽²⁴⁾

⑥ 千葉弁護士会

一九一三年（大正二）年、千葉弁護士会は、風紀矯正を目的に、「三百を使用すること」、「無暗に出張所を設けること」、

「事件周旋者報酬を与ふることを禁止することを決議した」という。⁽²⁵⁾

⑦ 横浜弁護士会

一九一八(大正七)年七月、横浜地方裁判所長は、同検事正の賛同を得て、三百屋処罰を求める上申書を神奈川県知事に提出した。これを受けて神奈川県は、翌年一〇月一日、三百屋取締規定を盛り込んだ警察犯処罰令(県令第七九号)を發布した。これにともない、横浜弁護士会常議員会は、同県令の活用を図るために、「代書人の仲介に依る事件は一切之を取扱はざる事」、「弁護士に非ずして事件の取扱を業とする者の仲介に依る事件は之を取扱はざる事」、「弁護士に非ずして事件の取扱ひを業とする者を事務員と為す事を得ざる事」などを決議した。⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾

⑧ 静岡弁護士会

静岡弁護士会は、一九二三(大正一二)年六月二三日継続總會において、①複数事務所の設置を禁止する、②弁護士会が作製した三百屋名簿に登録された者からの訴訟引受・紹介を禁止するという内容の会則改正案を可決した(なお、会則改正は、同年一〇月二日、司法大臣の認可を受けた⁽²⁸⁾)。このとき、会則改正案の提出に危機感を持った静岡県内の三百屋たちは、静岡市内に二〇〇人から三〇〇人程度が集結し總會を開いたという。

静岡弁護士会の特徴は、たんに名簿登載者からの訴訟紹介引受を禁止しただけでなく、さらに複数事務所(弁護士事務所出張所)の設置を禁止するという方針を示したところにある。前述の分類に従えば、他府県の場合、多くは弁護士紹介型の非弁護士対策をもつぱらとしていたが、静岡弁護士会の場合はさらに法律事務処理型の非弁護士、その

なかでとくに弁護士から看板貸しを受けて営業する非弁護士を排除しようとしたところに大きな特徴があった。

以上見てきたように、府県弁護士会のなかには、早くも一八九〇年代末に、弁護士会則改正によって訴訟紹介業者（前述の弁護士紹介型に相当する）からの訴訟依頼を引き受けることを禁止するところがあった（大阪、名古屋）。しかし、非弁護士への対応はかなり地域差があり、遅いところでは、一九二〇年代に入つてようやく同旨の会則改正を実施したところもある（東京、静岡）。なお、こうした訴訟紹介業者（弁護士紹介型の非弁護士）を排除する手段として、多くの弁護士会では、訴訟紹介業者の名簿が作成された。

3 警察による非弁護士取締

本節では、当時の新聞に掲載された非弁護士をめぐる犯罪報道を取り上げ、彼らが社会的にどのようなイメージをもつて語られていたのかを確認する。そのうえで、警察による非弁護士取締について若干の分析を加えたい。

① 非弁護士に関する事件報道

当時の新聞をめくれば、非弁護士が関与した犯罪報道を容易に見出すことができる。その多くは、恐喝・横領・金銭詐取などの理由で逮捕・起訴されたものである。以下、いくつか具体的に列挙してみよう。

〔1〕横領事件（『静岡民友新聞』一九二四年六月二二日付）

浜松市伊場O(五〇)、M(四八)の兩名は、三百代言が本業で、法規に疎い人々を欺き、兩名牒し合せ善良なる債務を威嚇し、整理に名を藉りて横領せる其額三千円に上つて居る事が最近浜松署の知る所となり、二十一日朝、同署刑事の手に取押へられ、取調べの結果、逐一罪状判明し午後浜松区裁判所検事局に送られた。

〔2〕恐喝・詐欺事件(『静岡民友新聞』一九二五年一〇月二六日付)

資格なき法律知識を悪用し、吸血魔の如き物凄い犯罪を悠々遂行した(略)貿易事務代弁業及び法律事務所事務員S(三六)(略)にかかると恐喝、誣告詐欺被告事件第一回公判は、愈々今二十六日静岡地方裁判所田沼裁判長係り、鈴木、堀、中野三弁護人出廷の上開廷される。事件中の元凶と目されている被告Sは(略)清水市に転じ、同市辻町に東京武市事務所なる怪し気な看板を掲示し、数名の弁護士の姓名を列記し、自ら米国法学士又は前東和銀行法律顧問弁護士と詐称して、同事務所に於て不動産競売事件其他訴訟事件を取扱。

〔3〕事件内容不明(『静岡民友新聞』一九二六年三月二二日付)

十八日午前十時頃、志大郡藤枝町新地貸座敷業山泉楼へ、自動車にて年齢三十二、三歳位の顎髭フロック山高着用の自称大日本副業通信社顧問・法学士・弁護士Hと称する紳士(略)登楼し、芸妓数名を招んで盛んに大尽風を吹かす。挙動不審の者あるので、所轄藤枝署では、十九日午前二時頃、(略)現場へ急行し、右の者を引致・取調べると、此の紳士は法学士・弁護士とは真赤の嘘で、本籍長野県松本市東町一丁目平民農又右衛門弟H(三三二)と云つて、当時榛原郡金谷町に居住(略)、同町を中心に堀之内、島田、藤枝方面に涉りて争ひ事の仲裁に入りては多額の口銭を捲き上げてゐた。

〔4〕横領事件(『静岡民友新聞』一九二八年一月一五日付)

浜松市八幡町総代M(三〇)は、三百代言として悪事を働いてゐた事判明し、浜松署で拘留二十日に処せられたが、それを不服として正式裁判を仰いだ処、再取調への結果市内山下町松本与作から依頼されて浜名郡中野町村伊藤茂の返済する三十円を横領した事発覚、十四日一件書類のみ送局された。

〔5〕金銭詐取事件(『静岡民友新聞』一九二八年五月六日付)

田方郡三島署で検挙取調中の偽弁護士、原籍兵庫県多記郡福住村字福住O(三〇)は、数年前東京市玉木弁護士、の事務員をなし、其後東京々橋区木挽町沼畑弁護士、の事務所に出入し、訴訟手続上の事務に通じてゐるところから、各地で弁護士と偽り詐欺を働き、昨年末三島町に流れ込み、同町芝町渡辺元平方に同居し、江畑弁護士と偽称して、同町芝町加藤みよ、風間昇、同市ヶ原宮本又兵衛、同町六反田諏訪部某外数ヶ所から訴訟費及取立代金約四百円を詐取り遊興したこと判明したが、引続き余罪取調中。

〔6〕貯金詐欺事件(『静岡民友新聞』一九二八年一〇月六日付)

既報、四日午後三時四十分頃、静岡郵便局に到り、五十銭預入の貯金通帳を二千円五十銭に改竄して貯金詐欺を企て発覚して静岡署の手に捕はれた犯人は、静岡署の嚴重取調を受けたが、原籍氏名其他一切口を緘して語らなかつたが、五日朝に到り、到底その犯跡をくらます事が出来ぬと犯行一切を自供したが、此奴は原籍東京市麻布区六本木一番地当時府下北豊島郡瀧の川町瀧町〇〇番地無職T(二五)といひ、大正十二年の震災当時には日本大学二年生で通学して居り、震災後退校して某弁護士の書生を勤め、其後妻を迎へて現住所に引移り、夫婦の間には一子を挙げ、二三年以来、三百代言に等しき事をして生活を立てゝいた。が昨今の不景氣と義妹が食客として來てゐるので生計次第に困難となり不義理の借財もかさんで來た」

〔7〕金銭詐取事件（『静岡新報』一九二九年九月一三日付）

神奈川県津久井郡小原町○○○戸主、通称新井清事、前科四犯M（四九）は、昨年八月十八日、宇都宮刑務所を出て、其の足で駿東郡小山町に流れ込み、東京の弁護士と称し、同町中村藤吉方の債権を委任され、訴訟費用として現金百二十五円を詐取逃走し、田方郡川西村に逃走し、同地の三木五郎方より駿豆鉄道の工事を請負はしむると称し、三百五十円を詐取、再び小山町に舞ひ戻り潜伏中、十日、御殿場署の刑事に取押へられたが、彼れは図々しくも弁護士と称し、同行を拒絶せんとしたが、犯跡が悉く判明して居るので即時沼津検事局に押送された。

〔8〕恐喝未遂事件（『静岡新報』一九三二年六月一日付）

志太郡東益津村関方区T（二七）は、去る大正十三年に横須賀海兵団に入団したが、その年に家付近に茶摘として雇はれてきた郡下小川村H（二四）となさぬ仲となり、未は夫婦の固い約束を交し、その後六年の兵役を終へ、昨年五月無事除隊したが、Tは以来その女の事を忘れず帰省と共に結婚を申し込んだ処、前記Hは四年前に駿東郡下某寺院に嫁し、既に三人の子供を設けてゐる事が判つたので、Tは最近に到りて静岡市安倍町S（二四）に依頼し、結婚不履行訴訟費用及び世話料として金四十五円を渡し、同女の兄Kに交渉せしめた処、Sは『貞操蹂躪と云ふ事もあるが、これは明かに童貞蹂躪だ。訴訟をするが、お前の家には財産があるので、一万円位は取れるが、それも苛酷だから三千円から六千円位は貰はねばならぬ』と脅したので思案に暮れ、遂に同村駐在所にこの事情を告げた事から発覚し、所轄藤枝署ではSを恐喝未遂として目下嚴重取調中である。

これらの犯罪報道を見る限り、ある程度の法律知識を持った人物であれば、容易に非弁護士活動に従事し、依頼人

から報酬を得ることが可能であったように思われる。しかも、こうした非弁護士活動に従事していたのは、地域の有力者〔4〕、弁護士事務所の元事務員〔5〕、大学中退者〔6〕、他地域からの「流れ者」〔3〕〔5〕など実に多様な人物であった。そして、非弁護士のなかには、地理的に広い範囲から依頼者を得る者もいた（たとえば、「8」のケースでは、現焼津市域内に居住する依頼人が現静岡市域内で営業する非弁護士に一件処理を依頼している）。それほどに、当時の地域社会では、市民の側の法的サービス需要が大きかったものと思われる。

同時に注目したいのは非弁護士取締の法的根拠についてである。前述のように、旧々弁護士法では、非弁護士の法廷外での活動は、何ら違法な行為ではなかった。それではいかなる法的根拠によって彼らの活動は警察の取締対象となっていたのか。その点について次に検討してみよう。

② 府県令による非弁護士取締

警察による非弁護士取締の法的根拠は法律ではなく、府県単位で発布された警察令に求められた。この警察令は、大日本帝国憲法第九条に規定されたいわゆる独立命令の一つである。独立命令は、法律がいまだ制定されていない領域において、法律に根拠を持つことなく、行政権が独立して発布することのできる命令であった。非弁護士の取締について、法律は何も規定していなかった。それゆえ、府県令（警察令）によって行政権（警察権）が自らの判断で取締を行ったのである。⁽²⁹⁾

それでは、明治期から大正期にかけて、どの程度府県令が発布されたのか。表①は、管見の限りで非弁護士取締に関連すると思われる府県令を収集・整理したものである。この表自体、まだ不正確かつ不十分な点も多く、今後の補

表①

発布年月日	府 県 令 名	備 考
1903. 8. 24	大阪府代書人取締規則 (大阪府令第60号)	
1903. 12. 16	高知県代書人取締規則 (高知県令第51号)	
1904. 1. 16	岐阜県代書人〔取締〕規則 (岐阜県令第1号)	
1905. 4. *	栃木県令第21号	
1906. 1. *	神奈川県代書人取締規則 (神奈川県令第2号)	
1906. 3. 23	東京府代書業者取締規則 (警視庁令) 鈔	本規則第4条は代書業者の禁止行為として、その第1号で「訴訟事件、非訟事件及其他ノ事件ニ関シテ代書以外ノ干与ヲ為シ又ハ之ヲ鑑定、紹介スルコト」をあげている。
1906. 11. 1	長野県令第17号	
1907. 7. 19	新潟県令第61号	
1908. 5. 22	大分県令第34号	
1908. 9. 30	京都府令第65号	
1908. 12. *	千葉県令第55号	
1909. 1. 26	奈良県令第44号	
1909. 10. 6	岐阜県令第59号	
1910. 4. 10	静岡県警察犯処罰令	本処罰令は、「報酬を受け又は受くるの目的を以て蓋に他人の争議に関与したるもの」を取締対象とした。
1913. 6. *	信用告知及債権債務一関スル仲介業取締規則 (愛知県令第40号)	
1915. 6. *	群馬県令第39号追加	
1915. 9. 21	広島県警察犯処罰令	
1916. 8. 3	岡山県令第34号	
1918. 2. 25	兵庫県令第17号	
1919. 4. *	神奈川県警察犯処罰令 (県令第79号)	
不 明	山梨県警察犯処罰令	
不 明	信用告知及債権債務仲介業取締規則 (岐阜県令第74号)	
不 明	青森県警察犯処罰令	
不 明	福島県令第14号	
不 明	北海道庁令第72号	
不 明	北海道庁令第79号	
不 明	愛知県代書人取締規則	
不 明	山口県代書人取締規則	
不 明	秋田県警察犯処罰令	

注) 『法律新聞』第1601号、1919年10月3日付、『法律新聞』第1556号、1919年6月10日付、埼玉訴訟研究会編『司法書士と登記業務』民事法研究会、1991年、東京司法書士会会史編纂室編『東京司法書士会史』上巻、東京司法書士会、1998年、等により作成。

訂を必要としているが、それでも多くの府県で非弁護士取締を目的とする府県令が発布されていた事実を確認することができる。

そこで次に静岡県のケースを取り上げ、より具体的に県レベルでの非弁護士取締の実態について検討してみたい。

③ 静岡県警察犯処罰令

静岡県は、一九一〇(明治四三)年四月一〇日、静岡県警察犯処罰令を制定し、³⁰⁾第一条第一七号において、「報酬ヲ受ケ又ハ受ク

ルノ目的ヲ以テ濫ニ他人ノ爭議ニ関与シタルモノ」を処罰の対象とした⁽³¹⁾。その後、二〇（大正九）年九月二十四日、同令は県令第五九号によつて改正され、同第一条本文は「左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ三十日未満ノ拘留又ハ二十円未満ノ科料ニ処ス」と定め、その第一号に「法令ニ依リ特ニ権能ヲ有スル者ニアラスシテ利害關係ナキ他人ノ訴訟事件非訟事件告訴其ノ他ノ紛争ニ付紹介鑑定和解仲裁代理勸誘助言其ノ他ノ干渉ヲ為シ利ヲ図リタル者」を掲げた。従来以上に、非弁護士活動が同令の取締対象であることが明確になつたといえよう。

しかし、他府県と同様、静岡県でも県警察犯処罰令による三百屋取締はほとんど見るべき成果を挙げなかつたようである。静岡県が改めて三百屋取締強化の方針を打ち出したのは二七（昭和二）年一月のことであつた。この年、静岡県は通達「俗称三百師取締ノ件」（一九二七年一月二二日検号秘第四四四号）を發した。すなわち、

俗称三百師ノ取締ニ関シ静岡県警察犯処罰令ノ規定儼トシテ存スルモ、之ヲ励行シタル事例極メテ稀ナルヨリ、近時斯輩ノ横行其極ニ達シ、甚タシキハ公然牌ヲ掲ケテ其匪行ヲ敢テスルモノアリ。斯クテハ県令ノ威信地ニ墜チテ遂ニ死法ニ帰スルノ虞ナシトセス。今ヤ弁護士法ヲ改正シテ嚴ニ其輩ヲ処罰セムトスルノ義アリ。草案既ニ成ルト聞ク。斯輩其死命ノ急ナルヲ知ルヤ、焦慮百端愈々益々良民ヲ蠱惑シテ紛争ヲ煽起シ、因リテ以テ多額ノ利ヲ獲ムトスルモノ日ニ多キヲ加フルノ風アリ。コノ際各位ハ嚴ニ県令ヲ励行シテ良民ヲ保護シ、一面斯輩ヲシテ一日モ早く正業ニ就カシムルヤウ、切ニ努力セラレコンコトヲ望ム。

これによれば、当時進展しつゝあつた弁護士法改正問題の動向が三百屋の活動を活発化させているという状況認識

に立って、静岡県警察部は三百屋の取締強化に乗り出したのである。こうした府県令による非弁護士取締強化の背景に、内務省の意向があったであろうことは想像に難くない。⁽³²⁾

4 非弁護士をどう評価するか

前述のように、非弁護士は多くの府県令で警察の取締対象とされていた。しかし、だからといって、非弁護士の存在をもっぱら否定的に捉えるのは一面的に過ぎる。確かに彼らの中には、不当な報酬や対価を得るために違法な行為に手を染める者もいた。しかし、他方で、地域社会・住民の法的需要に誠実に対応しようとする者も多数存在していた。その限りで、非弁護士は、地域住民にとって必要な存在でもあった。ここではまず、その実例として、入会裁判として著名な小繋事件に関与した小堀喜代七について言及する。そのうえで、非弁護士という社会的存在をどのように評価すればよいのかという点について考えてみたい。

① 小堀喜代七

小堀喜代七は、慶応三(一八六七)年、南部藩の下級武士村田平太郎の次男として生まれ、三歳で叔父の遠藤家に養子に入った。小学校卒業後は八戸町の呉服屋に奉公に入り、二〇歳で独立。二五歳の時、商売敵の小堀甚太に見込まれ、婿養子に入った。養父甚太死後の売掛代金回収にからむ裁判沙汰のために、彼は弁護士を知り、裁判を知った。その後、彼は身に付けた法律知識をいかして農民たちの相談に乗り、いつしか「三百」「山師」という噂を立てられるようになったという。

一九一七（大正六）年、入会山を篡奪された小繋部落の農民たちが小堀に助力を求めたのは、そういう背景があったからである。そしてこの小堀喜代七こそ、小繋部落の農民たちに自分たちの権利が民法上の入会権であることを教えた最初の人物であった。その後、小堀は、警察官憲による不当逮捕・拷問、さらには長期に及ぶ逃亡生活に耐えながら、そして自らの資産を切り崩しながら、小繋訴訟に立ち上がった農民たちを指導・援助しつづけた。

このように小堀という人物は、警察の目から見れば、いたずらに農民を唆して裁判沙汰を起こし、何某かの不当利益を得ようとする者として取り締まるべき対象でしかなかった。しかし、小繋の農民たちにとって、自分たちの権利を擁護するために誠実に活動してくれる貴重な法的助言者であつた。⁽³³⁾⁽³⁴⁾

すでに我々は、弁護士会、警察、新聞の視点から、非弁護士の実態解明を試みた。ここでは、もっぱら否定的文脈で語られていた。しかし、そのような見方は、やはり一面的なものであることを指摘せざるを得ない。小堀のケースが示しているように、非弁護士問題は、依頼者の側の視点からすれば別の見方・評価が可能なのである。

② 非弁護士と弁護士の関係性

それでは我々は、非弁護士という社会的存在をどのように評価すればよいのだろうか。この点について、高柳賢三は貴重な示唆を与えている。彼は、一九二六（大正一五）年に執筆した論文のなかで、次のように述べている。

俗に、「三百」と称し、弁護士たるの資格なくして、非弁護士類似の行為を為す事を業とする者が近來著しく増して来た。此等の者の間には随分酷い事をする者がある事も事実である。従て、此等の階級の発生は社会的に見て望ま

しきものでない。然し府県令で、三百取締に関する規定が置かれては居るが、斯る取締のみに依て之が増加を防止することは困難である。弁護士界の一部から、此等の非弁護士が弁護士の行ふべき職務を侵すことに對し、当局の厳格なる取締を要求するのは之を理解する事が出来る。然し、われわれは退いて考へねばならない。何故斯かる「三百」が跋扈するか。何故公衆は、有資格な弁護士が数多く居るに拘らず三百を使用するか。恐らく、それは一層簡便安価であるからではないか。少くとも一層簡便安価であると考へるからではないか。此の問題は所謂「大家」には直接利害関係の少い問題で、問題は主として、「小家」に利害関係が深い。(略)然し一般公衆が、弁護士に近寄るのは簡便でなく又安価でないと考へるのは、弁護士自身の従来の遣り方にも罪の半があるのではないか。³⁵⁾

高柳は、一方で、弁護士制度が一般市民にとって利用しにくいという現実があるからこそ、他方でより簡便で安価なサービスを提供する非弁護士の活動が活発化するといひ、非弁護士問題が実は——少なくとも半分程度は——弁護士問題でもあることを指摘したのである。これは、非弁護士の存在を一方的に否定する見方とは明らかに異なるものである。

我々は、これに加えて、一般市民の側の法的サービス需要の大きさに比して弁護士数が絶対的に不足している(法的サービス供給量の絶対的不足)という点も付け加えておきたい。そうした需給ギャップを埋めるものとして、非弁護士には一定の社会的有用性が存在したと考へてよいのではないか。このような非弁護士に対する評価、とくにその社会的有用性をめぐる議論は、後に弁護士法改正問題との絡みでより本格的に議論されることになる。

二 旧弁護士法への道程——弁護士と非弁護士の相剋とその帰結

1 大正期の司法状況

前章では、非弁護士の活動実態を検討するに当たり、明治期から大正期までの時期を一括して取り扱った。しかし、一口に非弁護士問題といっても、その実態はその時々、社会経済状況あるいは司法政策などに影響され、大きな変化を遂げていることに留意する必要がある。換言すれば、非弁護士問題の歴史的位相を把握するためには、当該時期における社会経済的要因あるいは政治的要因——とくに司法政策——との相互規定関係を分析しなければならない。しかし、残念ながら、筆者は、この問題を本格的かつ全面的に追究しうる段階には至っていない。そこで本章では、仮説提示的に、とくに大正期に固有の論点をいくつか提示するにとどめざるを得ない。

ここで大正期を取り上げるのは、当該時期が司法制度全体の「変革期」にあたり、それとの関連で非弁護士問題にも従前以上の社会的関心が向けられるようになったからである。そして、当該時期の議論は昭和前期の弁護士法改正論議に引き継がれることになるのである。

① 大正二年区裁判所制度改革

第二次西園寺内閣の下で推進された一般行政整理に関連して、一九一三（大正二）年三月七日、司法省は、裁判所構成法改正案その他関係法案を衆議院に提出した。裁判所構成法改正案の要点は、区裁判所の権限拡張にあつた。す

なわち、①区裁判所の民事事件管轄を二〇〇円から五〇〇円に引き上げる、②同じく刑事事件管轄については、従来
の体刑一年以下または罰金三〇〇円以下という制限を撤廃し、有期懲役もしくは禁錮に該当する犯罪で予審を経ない
ものはすべて区裁判所の管轄に移すというものであった。

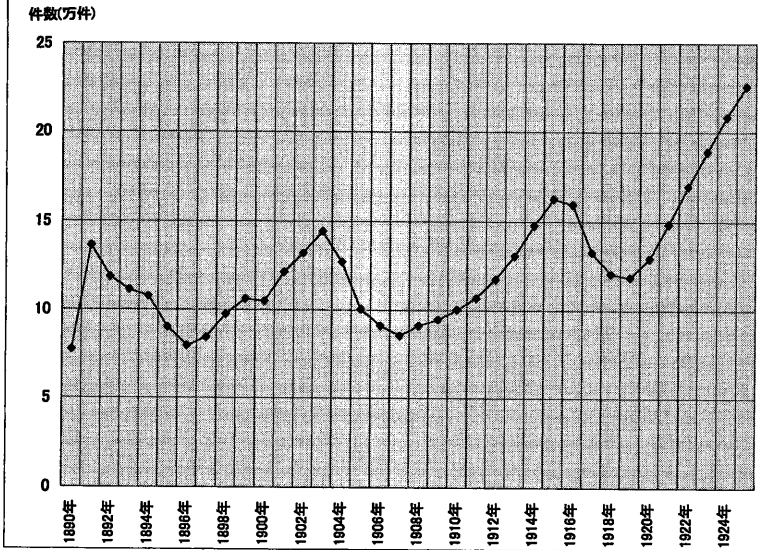
こうした区裁判所の権限拡張は、区裁判所数を大幅に削減する政策と連動していた。同時に提出された「裁判所廃
止及名称変更二関スル法律案」によれば、全国で一三〇余箇所の区裁判所（全区裁判所数の約四割に相当する）が廃
止されることになった。静岡県について見ると、従来、静岡、藤岡、藤枝、掛川、浜松、沼津、吉原、下田の七ヶ所に区裁
判所が置かれていたが、このうち藤枝、吉原、掛川の三ヶ所が廃止されることになった³⁶（あわせて静岡地方裁判所沼
津支部も廃止）。

このような区裁判所的大幅削減は、一般市民の側から言えば、区裁判所へのアクセスをより困難にし、一般市民と
司法制度との距離をますます遠ざけるものでしかなかった³⁷。そうであればあるほど、非弁護士への依存度は従前より
強まらざるを得なかった³⁸だろう³⁹。

② 戦後恐慌

経済不況などの経済現象も、非弁護士の在り方に影響を与える要因の一つであった。表②に示したように、たとえ
ば一九二〇（大正九）年の戦後恐慌とともに民事訴訟件数は急激な増加傾向を見せている。『法律新聞』は、当時の状
況を次のように報じている。

表② 民事訴訟事件第一審新受事件累年比較(1890-1925)



注) 林屋礼二編著『データムック民事訴訟』有斐閣、1993年、199頁より作成。

財界の動搖に連れて諸物価は下落の趨勢を示して来たが、それと反対に裁判所で取扱ふ民事の訴訟は近頃滅切り殖えて来た。財界の黄金時代には、東京地方裁判所の民事部で取扱ふ通常訴訟と云つて、売買代金とか損害賠償の請求事件の類は一日平均五、六件にすぎなかった。為替訴訟と云つて、手形や為替の請求訴訟は二、三件に過ぎなかった。大抵は訴訟沙汰になるまでに示談で片が付いたものだが、財界不振で銀行が手を締出してからの去月下旬からは通常訴訟が毎日十件以上、為替訴訟も約十件平均と云ふ激増を示して居る。そして倍数の増加を見つゝある通常訴訟の中では、売掛金請求とか売買に伴ふ損害賠償の請求事件が最も多い。為替訴訟の三倍強に増加したのは、銀行引締の結果である。⁽⁴⁰⁾

こうした民事訴訟件数の増加とともに、経済不況下

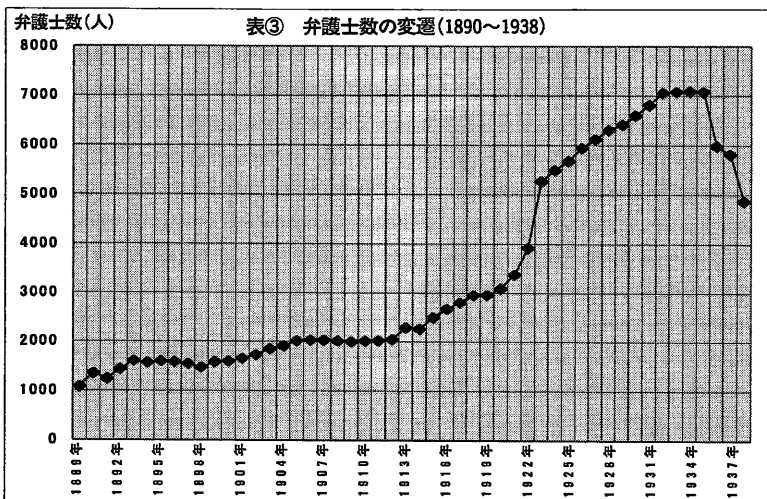
で必然的に現象する失業者の増大にも注目したい。そして、これら諸要因が相互的に作用することで発生するのが「非弁護士活動の活発化」という現象である。ここで再度、「法律新聞」を引用しよう。

経済界の変調に伴ひ、漸次失業者多きを加ふるに随ひ、一時其の跡を絶ちたる三百代言なるもの市内各所に跋扈し、或は某弁護士法律事務所などと云ふ金看板を掲げ、債務者を脅迫し得たる金銭を債権者に渡たさず、公然之を横領して刑事事件を起し、之が為め警察事務の繁雜を来し、延いては裁判事務の繁劇を来すが如き弊蝕からざるより、岡警視總監は是等惡辣なる徒輩を取締らんと企図し、近日市内各警察署に嚴命して彼等の取扱ひ事件の内容並に其方法等を調査すべしと云ふ。⁽⁴¹⁾

経済不況下での失業者数の増大にともない「三百代言」(非弁護士)の活動が活発化したというのは、一つには、失業者が生計の途を求めて非弁護士の業務に従事するようになったからであろう。そしてもう一つには、訴訟件数の増大に見られるように、非弁護士に対する社会的需要も増大していたからではないだろうか。要するに、戦後恐慌は、一方で、訴訟の増加⇨法的サービス需要の増大をもたらし、他方で、失業者の増大に伴う非弁護士の増加⇨法的サービス供給の増大という現象も生み出したと考えられる。

③ 法曹人口の急増

法的サービス供給の増大という点に関連して、大正期以降に進行した法曹人口の増大について言及すべきであろう。



(注) 1889年から1893年までは代官人数を示している。

(出典) 司法省編纂『司法沿革誌』法曹会、1938年、545頁以下の表をもとに作成。

表③に示したように、とくに一九二〇年代に入ると、弁護士急増時代を迎えた感がある。すなわち、一九二二(大正元)年までは約二〇〇〇名前後で推移していたものが、一八(大正七)年頃には三〇〇〇名程度にまで達し、さらに二四(大正一三)年には五五〇〇名に迫る勢いである。一九二二年を起算点とすれば、わずか一二年ほどで約二・七倍という急増ぶりであった。

法曹人口急増の背後には、司法省の政策的意図があったと考えてよい。弁護士試験は、一九二〇(大正九)年度まで年一回の実施であった。そして、弁護士試験一回あたりの合格者数は、大正期に入ると着実に増えていった。すなわち、二二(大正元)年の弁護士試験合格者数は三八名であったが、その後、一三年四五名、一四年六六名、一五年五八名、一六年七六名、一七年二二〇名、一八年八一名、一九年九三名、二〇年一八四名という推移をたどった。しかし、司法省はこれでも不足と認識していたようで、二二年度と二三年度に限り、弁護士試験を年二回の実施とした。その結果、各年度の合格者数は、二二年度三七〇名、二三年度一、一〇四名と激増したのである。⁽⁴²⁾⁽⁴³⁾

このような弁護士数の急増は、必然的に弁護士間の競争を激化させ、ひいては弁護士の窮乏化という事態を招来することになったのは周知の通りである。⁽⁴⁴⁾そして、こうした弁護士の窮乏化問題が深刻化する一方で、前述のように非弁護士の活動が活発化していたとすれば、一般法律事務をめぐって競合関係にある両者の矛盾・対立は、従前以上に顕在化・深刻化せざるを得なかつただろう。

それでは、こうした時代状況のなかで、当時どのような司法政策がとられたのかという点について検討してみよう。いうまでもなく、その際の留意点は、非弁護士問題が司法政策の中でどのように位置づけられたのかという点である。

④ 大正期の司法制度改革論議

周知のように、大正期には、さまざまな司法制度改革論議が闘わされ、数多くの立法作業が行われた(表④参照)。たとえば、その成果の一つが、一九二六(大正一五)年四月二四日に公布された民事訴訟法改正(法律第六一号、なお同日に改正刑事訴訟法も公布)であった。同法のねらいは、「訴訟遅延ノ原因ト認ムヘキ諸規定ヲ改メ、専ラ其ノ円滑ナル進捗ト審理ノ適正トヲ図リタル点」にあつた。⁽⁴⁵⁾つまり、訴訟遅延対策に法改正の主眼があつた。

我々の問題関心にとつてもっとも重要なのは、弁護士法改正論議が開始されたことである。しかし、民事訴訟法改正以上に、弁護士法改正作業は難航した。その過程については、次節で改めて検討することとし、ここでは弁護士法改正論議が本格化する以前に登場した議論を紹介しておきたい。それは、弁護士以外の法曹有資格者に訴訟代理権を認めようという議論であつた。左はその代表的なもので、一九一八(大正七)年に公表されたものである。

表④ 司法省各種審議会・委員会設置年次

年次	事 項	備 考
1907	5月 法律取調委員会設置	→1911年商法改正(法律73)
1919	7月 臨時法制審議会設置(法律取調委員会廃止)	
	民事訴訟法改正並破産法改正調査委員会設置	→1926年民事訴訟法(法律61)
	9月 信託法調査委員会設置	→1922年信託法(法律62)
1920	4月 刑事訴訟法改正調査委員会設置	→1922年刑事訴訟法(法律75)
	7月 陪審法調査委員会設置	→1923年陪審法(法律50)
1921		
1922	4月 行刑制度調査委員会設置	
	10月 弁護士法改正調査委員会設置	→1933年弁護士法(法律53)
1923	12月 監獄法改正調査委員会設置	
1924	11月 家事審判所に関する法律調査委員会設置	
1925		
1926		
1927	1月 刑法改正原案起草委員会設置	
	3月 刑務法案調査委員会設置	
	6月 刑法並監獄法改正調査委員会設置	
	強制執行法等改正調査委員会設置	
	7月 裁判所構成法改正委員会設置	
1928	10月 民法改正調査委員会設置	
1929	5月 法制審議会設置(臨時法制審議会廃止)	
	7月 商法改正調査委員会設置	

注) 「備考」欄には、「事項」欄中に記載した審議会・委員会の立法上の成果である各種法律を例示的に示した。

出典) 司法省編纂『司法沿革誌』法曹会、1939年、より作成。

吾が裁判制度に於て弁護士を必要とするは人權の擁護を目的とせるならん、果たして然らば其保護に浴し、其擁護を付する上に於ては、係争事件の軽重、事情の厚薄、當事者人格の高下、貧富の別あるなく、不偏普及可能的ならざる可からざるは、蓋し異議を容るゝの余地なかるべし。然るに今の実況如何、先づ金錢の債権者に就き説明せんに、係争債権の多額に在りては、弁護士を頼み權利を伸張し得るも、其少額なるものは(債権額式參拾円以下を指稱す以下同じ)、報酬の關係(弁護士に依頼するには着手金式參拾円以下のものなしと云ふ)、且つ弁護士たる品格を保つ

事情等に依り之れが訴訟代理の委任を受くる弁護士なく、比較的最も多数なる少額債権者は自から法廷に立つを嫌ひ、且つ面倒なるのみならず訴訟不案内の爲め、反つて権利を蹂躪せらるゝの恐れあり。遺憾ながら之れが権利を抛棄し、結局踏倒し上手の債務者跋扈の状態なり。之れ恐くは、当釧路地方のみならず、全国を通じての弊風ならん。実に寒心の極なり。是等詐欺的奸曲の徒を膺懲し多数債権者を救援するには、所謂三百なる者必要の感あり。之れ云ふ迄もなく報酬少なく、着手金を要せず、取立高幾割と云ふ約束なりと云ふ、輕易の事件も委任容易(端書にて呼寄せ事情話し得るも弁護士に対して斯く出来ずと云ふ)にして、債権者の便宜少々ならざればなり。然れども此種何等制裁なく無資格無頼漢の存在を認むる能はざるは勿論なり。故に所謂三百者流を厳禁すると同時に、制裁嚴格の下に許可資格を制限したる代言士(適當の名称と考え仮称す)を設置し、区裁判所の裁判権に属する事件を限り、訴訟代理及弁護を許し、区裁判所に於ては弁護士同様の待遇を受けしむる方法の制定あらんことを希望す。代言士許可資格は特に試験制度を設けて広く採用するを許さず、裁判所書記休養の目的を以て裁判所書記に限り、代言士たる特権を与へたき希望なり。(中略)代言士は住居地事務所の外に出張事務所の開設を許さず。其代りに裁判所々在地に限らず何れの地に於ても事務所の開設を許し、且つ訴訟代理及弁護権と共に代書業兼営の特権を与へ、一面に於て地方人民は郵便に付し足れる事柄も尚且つ遠く裁判所々在地に出張せざるを得ざる不便を省かしめ、彼此便宜を与ふるは極めて有利なるべし。弁護士と代言士及各代言士間は互に訴訟復代理を(区裁判所に限る)許し、弁護士出張事務所には事務主任として代言士を置くに非らざれば之れが開設を許さざる事とし、現今の如く所謂三百者流を事務主任に置き、委任招致の極に当らしむるを禁じ、他面に於て三百者流嚴禁の方針と一致せしめたき希望なり。(後略)⁽⁴⁶⁾

これは「釧路生」の筆名で『法律新聞』紙上に掲載された投書である。投書子の主張するところは、多数を占める少額事件（債権額二、三〇円以下のもの）は、①弁護士報酬が多額（最低でも着手金二、三〇円以上）であること、②品格を保とうとする弁護士が少額事件を忌避するという事情などから、弁護士が訴訟代理の委任を引き受けるケースが少ない。そのため、少額債権者の権利が蹂躪され、踏み倒し上手の債務者が跋扈する状態にあるという。

投書子は、こうした事態を改善し多数債権者を保護する方策として二つの選択肢を提示する。第一は、いわゆる「三百」（非弁護士）を活用する途である。三百は少額の報酬でも顧客の依頼を引き受け、また簡便な方法で委任することが可能であった。その意味で、彼らは一般市民にとって利便性のある存在であった。

しかし、投書子は、「三百」のような「無資格無頼漢」の存在は認められないとして、第一の選択肢を明確に否定する。それに代わって第二の途を提示する。すなわち、「代言士」（仮称）という新たな法曹資格を設け、区裁判所での訴訟代理・弁護士権を付与しようというのである。

もし、「代言士」が国民一般に開放された法曹資格であれば——つまり、非弁護士にも法曹資格取得の途が開かれていれば——、それは従来「非法」的な存在であった非弁護士（その一部）を「法化」ないし「制度化」するものと評価することができただろう。しかし、投書子の主張は、この法曹資格をもつばら裁判所書記に独占的に付与しようというものであった。⁽⁴⁷⁾その意味で、それはたんなる裁判所書記の待遇改善策でしかなく、また同時に徹底した非弁護士排除論であった。

それにもかかわらず、この議論は、従来の一元的弁護士制度の在り方を根底から見直し、二元的弁護士制度への途

表⑤ 弁護士法改正略年表

年次	事 項
1922	10月 弁護士法改正調査委員会設置
1930	2月 司法省案「弁護士法草案」、『法律新聞』紙上に掲載
	3月 法制局修正確定案「弁護士法改正案」公表される
	4月 帝国弁護士会通常総会、改正弁護士法案調査委員会報告を可決(法案第2条削除を要求)
	6月 帝国弁護士会、司法省に弁護士法改正問題に関する意見を表明(法案第2条削除要求)
	9月 各控訴院・地方裁判所の司法省案への意見出揃う(非弁護士取締に関しては、司法省案を支持)
	11月 司法省、「改正弁護士法案」「法律事務取扱ニ関スル法律案」を公表 司法省、日本弁護士協会・帝国弁護士会に改正弁護士法案について説明 日本弁護士協会・東京弁護士会の主催で改正弁護士法に関する全国弁護士大会開催
12月 日本弁護士協会・東京弁護士会有志、全国弁護士大会決議文を司法大臣に手交 帝国弁護士会・第一東京弁護士会、臨時総会を開催、改正弁護士法案に関する意見確定 第二東京弁護士会常議員会、弁護士法改正に関する意見書を司法大臣に手交	
1931	2月 司法省、会期切迫のため弁護士法改正案等を今議会に提出しない旨各弁護士会等に通牒
1932	
1933	4月 弁護士法(法律第53号)、「法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律」(法律第54号)公布

(出典) 『法律新聞』、司法省編纂『司法沿革誌』(法曹会、1939年)などにより作成。

を展望したという点で大きな意義を有するものであった。同時に、非弁護士に一定の社会的有用性を認めつつ、そうした存在として非弁護士を司法制度の中でどのように位置づけるべきなのかという問題を初めて自覚的に論じた——投書子は、非弁護士排除の結論に至ったが——ものとして重要な意味を持つものであった。そして、とくに後者の論点は、昭和期に入り、弁護士法改正問題との絡みでより本格的に議論されることになるのである。

2 弁護士法改正問題

前述のように、弁護士法改正問題は、大正期から議論が開始されたが、一九三三(昭和八)年にその決着を見るま

で、一一年あまりの時間を要した(弁護士法改正問題のおおよその推移については、表⑤を参照)。本節では、とくに昭和期における同法改正議論に焦点を当て、その中で非弁護士問題がどのように位置づけられ、どのように議論されていたのかを解明していきたい。⁽⁴⁸⁾

① 司法省原案

まず最初に司法省原案(一九三〇年二月)を取り上げ、そのなかで非弁護士問題がどのように位置づけられていたのかを検討しよう。司法省原案における関係条文は左の通りである。

第一章 弁護士ノ職務及資格

第一条 弁護士ハ、当事者其ノ他ノ関係人ノ依嘱又ハ官庁ノ選任ニ因リ、訴訟ニ関スル行為其ノ他一般ノ法律事務ヲ行フコトヲ職務トス

第二条 弁護士ニ非スシテ、業トシテ他人間ノ訴訟事件又ハ非訟事件ニ関スル紛議ニ付顧問ト為リ、又ハ鑑定、代理、仲裁、若ハ和解ヲ為ス者アルトキハ、司法大臣ハ其ノ業務ヲ禁止スルコトヲ得、業トシテ他人ノ権利ヲ讓受ケ、訴訟其ノ他ノ法律事務ヲ行フ者アルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ、公益ノ為報酬ヲ得スシテ、又ハ正当ノ業務ニ付随シテ其ノ業務ヲ為ス場合ニ之ヲ適用セス
第一項ノ禁止処分アリタル際、現ニ取扱中ニ係ル事件ハ、其ノ処分ニ拘ラス、仍之ヲ完結スルコトヲ得

第三章 弁護士ノ権利義務

第十七条 弁護士ノ事務所ハ所属弁護士会ノ地域内ニ之ヲ設クヘシ、弁護士ハ如何ナル名義ヲ以テスルモ二個以上ノ事務所ヲ設クルコトヲ得ス、但シ所属弁護士会ノ許可ヲ得タル者ハ此ノ限りニ在ラス

第六章 罰則

第六十条 第二条ノ規定ニ依ル禁止ニ違反シタル者ハ、一年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第六十一条 弁護士法第二条第一項ノ規定ニ依リ司法大臣ノ禁止処分ヲ受ケタル者ヨリ事件ノ周旋ヲ受ケタルト

キハ、一年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス⁴⁹⁾

当時の現行法(旧々弁護士法)と比較すれば、第一に、弁護士の職務範囲をたんなる訴訟行為だけでなく、それ以外の一般法律事務にまで拡大したこと、そして、第二に、それに対応して、非弁護士の取締規定を初めて整備したことなどが重要な特徴であった。

第二の点についてさらに敷衍して述べよう。司法省案は、確かに、非弁護士が、①他人間の訴訟事件等に関して、業として顧問・鑑定・代理・仲裁・和解をなすこと、②訴訟等を目的に他人から債権等を譲り受けることを規制するものであった。しかし、だからといって、当該行為を一律に禁止しようとしたわけではない。むしろ、司法省案は、非弁護士による当該業務を原則的に容認したうえで、とくに例外的に問題がある場合に限り、司法大臣がその業務を禁止することができるという仕組みをとっている(第二条第一項)。しかも、当該業務を公益のため無報酬で行う場合、および他の正当業務に付随して行う場合については、司法大臣による業務禁止の対象にさえならなかった(第二条第一項)。

このような原案を作成した司法省は、非弁護士問題についてどのように考えていたのか。同省の基本認識は、その後の弁護士会との応答のなかで次第に明らかとなった。

② 弁護士会の反応

帝国弁護士会は、一九三〇（昭和五）年四月二十五日、通常総会を開催し、弁護士法改正案調査委員会の報告を受け、司法省案第二条等を削除する方針を決定した。⁽⁵⁰⁾そして、同年六月二十五日、司法省に出向き、同旨の要望を伝えた。帝国弁護士会の意見は、要するに、非弁護士取締規定（司法省原案第二条）を弁護士法中から除き、別に単行法をもつて取り締まるべきであるというものであった。他方、日本弁護士協会は、「法案中弁護士に非ずして弁護士の業務をとりたるもの即ち三百はこれを禁止することを得る旨の規定があるから却つて三百を放任してその業務を保護する結果に帰着するから、この点罰則を付して規定せられたい」という見解であった。⁽⁵¹⁾両者に共通するのは、原案第二条の規定に反対するという立場であった。弁護士会側にとって、司法省案は「いはゆる三百代言人の行為を嚴重に禁止する規定を修正して三百代言人を擁護するが如き規定を設けた」ものであった。彼らの要求は、あくまでも非弁護士活動を全面的禁止であった。

しかし、司法省は、「所謂三百代言人といへども何等法規に違反するところなく法律事務をなすを生業とする者の数も多いのであるから、この自然的に発達した法律事務取扱の機能を法律を以て禁止あるひはこれに反したるとき直に罰則を以て臨むといふことは穩当ではないとの意向」であつたといふ。⁽⁵²⁾⁽⁵³⁾司法省は、弁護士会と異なり、非弁護士という存在について一定程度の社会的有用性を認めるといふ立場に立っていたのである。⁽⁵⁴⁾

③ 司法省修正案の登場

一九三〇(昭和五)年一月二六日、司法省は、従前の草案を修正し、新たに「弁護士法改正案」と「法律事務取扱二関スル法律案」を公表した。⁽⁵⁵⁾ まず、弁護士法改正案は左のように修正された。

第一章 弁護士ノ職務及資格

第一条 弁護士ハ、当事者其ノ他ノ関係人ノ依頼又ハ官庁ノ選任ニ因リ、訴訟ニ関スル行為其ノ他一般ノ法律事務ヲ行フコトヲ職務トス

〔原案第二条は削除〕

第三章

第十六条 弁護士ノ事務所ハ所属弁護士会ノ地域内ニ之ヲ設クヘシ

弁護士ハ如何ナル名義ヲ以テスルモ二個以上ノ事務所ヲ設クルコトヲ得ス

〔原案「第六章 罰則」は削除〕

次に、新たに立案された「法律事務取扱二関スル法律案」の全文は以下のようなものであった。

第一条 弁護士ニ非サル者ハ、報酬ヲ得ル目的ヲ以テ、他人間ノ訴訟事件ニ関シ、又ハ他人間ノ非訟事件ノ紛議

ニ関シ、代理仲裁若ハ和解ヲ為シ、又ハ此等ノ周旋ヲ為スヲ業トスルコトヲ得ス、但シ正当ノ業務ニ付随シ

テ為ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二条 何人ヲ問ハス他人ノ權利ヲ讓受ケ訴訟其ノ他ノ法律事務ヲ行フヲ業トスルコトヲ得ス

第三条 弁護士ニ非サル者ハ、利益ヲ得ル目的ヲ以テ、弁護士事務所、法律事務所其ノ他之ニ類似スル名称ヲ使用スル事務所ヲ設クルコトヲ得ス

第四条 第一条又ハ第二条ノ規定ニ違反シタル者ハ、一年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス、弁護士此等ノ者ヨリ事件ノ周旋ヲ受ケタルトキ亦同シ

第三条ノ規定ニ違反シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

弁護士ニ非スシテ本法施行ノ際迄引続キ三年以上本法第一条ニ掲クル業務ニ従事シ、将来仍之ヲ繼續セントスル者、本法施行ノ日ヨリ六月内ニ司法大臣ニ届出テ其ノ認可ヲ受ケタルトキハ、其ノ者ニ対シテハ本法施行ノ日ヨリ五年間、本法第一条、第二条及第四条第一項ノ規定ヲ適用セス

前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル者、誠実ニ業務ヲ行ハス又ハ適當ニ之ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テハ、司法大臣ハ認可ヲ取消スコトヲ得

本法施行ノ際現ニ取扱中ニ係ル事件ハ、本法ノ規定ニ拘ラス、仍之ヲ完結スルコトヲ得

司法省は、弁護士会（とくに帝国弁護士会）側の意見を受け入れ、非弁護士取締規定を弁護士法から除き、別規定

とした。その内容も、非弁護士が、①報酬を得る目的で他人間の訴訟事件等に関与し代理・仲裁・和解・周旋などを行うこと(ただし、正当業務に付随する行為を除く)、②訴訟等を目的に他人の債権等を譲り受ける行為、をそれぞれ原則的に禁止するといふものであった。これは、司法省が弁護士会側の意見に大幅譲歩したといえる内容であった。

その一方で、司法省は、附則において一種の激変緩和措置を設け、一定の要件——①すでに三年以上の業務に従事、②今後も業務を継続する意思を有する、③司法大臣への届出・認可を受けた者——を満たす非弁護士については、改正弁護士法の施行日から向こう五年間、従前通りに業務を継続することを認めた。そして、この点が、その後の弁護士会側との意見対立の焦点となった。

④ 弁護士会側の反発

司法省は、一九三〇(昭和五)年一月二六日、修正案発表と同時に、日本弁護士協会・東京弁護士会、帝国弁護士協会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会の各代表者を招き、法案の説明を行った。このとき、日本弁護士協会から「法律事務取扱に関する法律案は、弁護士法改正案と一括して提出され度し、然らざれば弁護士法改正案のみ可決され、取扱法が取残こされる危険がある」という質問が出された。弁護士会側の主要な関心は非弁護士問題に向けられていた。これに対し司法省は、「法律事務取扱に関する法律案を先に提出し、然る後弁護士法改正案を提出してもよい」と説明したといふ⁽⁵⁶⁾。

同年一月三〇日、東京弁護士会と日本弁護士協会が主催者となり、上野精養軒を会場に全国弁護士大会が開催された。当日は、東京、大阪、名古屋、京都、横浜、広島、浦和、千葉、宇都宮、岡山、金沢、新潟、静岡、岐阜、函

館、鳥取、大分の各地弁護士会の代表者など約四〇〇名が参加したという。この場では各方面から法案反対論が噴出し、法案絶対反対の決議がなされた。ここではその代表的なものとして清瀬一郎の議論を紹介しておこう。清瀬は、今回の司法省修正案について「絶対的に反対」という立場を表明し、その理由として左の七点を挙げた。すなわち、

(一) 弁護士法改正要求の第一は、弁護士の法廷における言論自由の原則の確立である。しかし、司法省修正案はこれには一言も言及していない。

(二) 弁護士法の第二の任務は、弁護士の秘密維持の「権利」である。弁護士と委任者との交通は、英法にいわゆる *privileged communication* として保護されなければならない。しかし、現行刑法は、これを単に秘密維持の「義務」とし、また委任者に対する個人的義務と見ているため、官憲による介入を防止できないでいる。にもかかわらず、司法省修正案は、弁護士の秘密維持の権利を認めないだけでなく、かえって官憲の介入に道を開くものになっている。

(三) 弁護士法の第三の任務は弁護士会の自治権の確立である。自治権を確立するためには、何よりも会員への懲戒権が優先的に確保されなければならない。しかし、司法省修正案はこれをまったく無視している。

(四) 犯罪による弁護士欠格事由につき、司法省修正案は、禁錮以上の刑であればすべて欠格事由としている。しかし、政治犯その他破廉恥犯でないものまで職業上の欠格事由とするのは失当である。

(五) 国家が法律事務の取締につき一定の資格を要求する以上、無資格者の法律事務取扱はこれを禁止しなければならない。しかし、司法省修正案は、「三百代言」の掃蕩に対し徹底した態度をとっていない。

(六) 司法省修正案は、非弁護士弾圧が徹底していないにもかかわらず、かえって弁護士には複数事務所の設置を禁

止している。日本領土全体に執務の権利がある弁護士に対して、事務所を一ヶ所に制限するのは理解不能である。
 (イ) 弁護士法を分けて二法とし、一部を「弁護士法」といい、他を「法律事務所取扱に関する法律」というのは何とも不体裁である。⁽⁵⁷⁾

このように清瀬の議論はかなり多岐にわたる論点を含んでいるが、多くの弁護士の関心はおもに非弁護士(三百代言)問題に向けられていた。

同様の傾向は、日本弁護士協会以外の団体にも見ることができる。帝国弁護士会および第一東京弁護士会は、同年二月八日、弁護士法案について同会の意見を確定すべく、臨時総会を開催した。ここに弁護士法改正調査委員会が立案した第一号議案「弁護士法改正案(昭和五、一一、司法省案) 二対スル修正意見」と第二号議案「法律事務所取扱ニ関スル法律案(昭和五、一一、司法省案) 二対スル修正意見」が付議され、修正のうえ可決された。このうち「法律事務所取扱ニ関スル法律案」については、以下の事項が決議された。

(一) 法案の名称を「法律事務所取扱禁止ニ関スル法律案」となすこと。

(二) 法律案第一条但書(但シ正当ノ業務ニ付随シテ為ス場合ハ此ノ限ニ在ラス)を削除すること。その趣旨は、正当業務に付随する場合でも、報酬を受けることを「業」とするときは、当然処罰すべきである(そのためには但書の削除が必要である)というものである。そして、正当業務に付随する行為で「業」として行われていないものだけが第一項本文により処罰されないものとする。要するに、本法律案の適用除外の範囲をより狭く限定しようというのである。

(三)法律案第三条の「利益ヲ得ル目的ヲ以テ」の一句を削除すること。その理由は、名を無報酬にかりて裏面から報酬を支払わざるを得なくするといふ現実の弊害があるからとされた。

(四)附則第一項のみを存置し、第二項以下を削除すること。これは、激変緩和措置規定——一定の要件を満たす非弁護士については、改正弁護士法の施行日から向こう五年間、従前通りの業務継続を認める——の削除を求めるものである。それは「非弁護士ヲ認可スルカ如キ規定ハ穩当ナラス」との理由によるものであった。ただ、弁護士のいない地域については、「本法ノ施行ヲ当分猶予スル規定トナスモ可」という態度も表明された。⁽³⁸⁾

さらに第二東京弁護士会は、同年二月一日、同会常議員会を開き、同会弁護士法改正調査委員会報告に基づき、同法案に関する修正意見書を決定した。すなわち、行論に關係する事項は左の通りである。

- 一、法律事務取扱ニ関スル法律規定ハ弁護士法中ニ之ヲ置クコト
- 二、法律事務取扱ニ関スル法律案第三条中「利益ヲ得ル目的ヲ以テ」ヲ削除シ、但書トシテ「公益ノミヲ目的トスル場合ハ此限ニ非ス」ヲ加フルコト
- 三、同法律案附則第二項及第三項ヲ削除スルコト
- 四、弁護士法案第二十一条中第二号ヲ削除シ第三号ヲ「公務員トシテ職務上直接取扱タル事件」ト訂正スルコト

このように弁護士会側は、一様に、非弁護士の排除をより徹底する方向で法案を修正するよう要求した。こうした

弁護士会の態度を前にして、司法省も再度方針を見直さざるを得なくなつた。その結果、翌一九三一（昭和六）年二月二八日、司法省は、弁護士法改正案と非弁護士取締法案は会期切迫のため今議会に提出しない旨を各弁護士会等に通牒を發した。⁽⁵⁹⁾その後、法案の見直し作業を進められ、最終的には、一九三三（昭和八）年四月二八日、弁護士法（法律第五三三号）、「法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律」（法律第五四号）がそれぞれ公布されるに至つた。それは、一方で、弁護士の内容を「訴訟ニ関スル行為」とどまらず「其ノ他一般ノ法律事務」にまで拡大し（弁護士法第一条）、他方で非弁護士による法律事務の取扱——①報酬を得る目的で他人間の訴訟事件・非訟事件に関して鑑定・代理・仲裁・和解・周旋をなすこと、②業として他人の権利を譲り受け実行すること——を一律に禁止するものであつた（法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律）。弁護士の業務独占は、ここに至つてきわめて広範囲に認められることになつたのである。

⑤ 非弁護士擁護論

弁護士法改正論議は、非弁護士の存在を全面否定する弁護士会側とその社会的有用性を認める司法省との対立を軸に展開し、司法省側が弁護士会側の意見を受け入れる形で収束した。しかし、ここでとくに強調しておきたいのは、この問題に関する弁護士側の意見は決して一枚岩ではなかつたということである。この時期、弁護士のなかには、少数ではあるが、きわめて注目すべき議論が存在した。ここではその代表的なものとして、齋藤常三郎の論文「弁護士法改正案に就て」（一九三〇年）を紹介しよう。⁽⁶⁰⁾齋藤は、弁護士法改正案中もつとも議論の焦点となっているのは、非弁護士（いわゆる三百代言⁽⁶¹⁾）の法律事務への関与を禁止するか否かにあるとしうえて、禁止論の理由とするとこ

を次のように整理した。

其禁止の主たる理由は、所謂三百代言は、徒に紛争を醸し平地に波瀾を起し且訴訟を濫用するに在るのみならず、受託事務に閑し、往々不正行為を敢てし、依託者より背任詐欺及び横領等の訴追を受くるもの尠なからずして、結局百害あつて、一利なきものなるが故に、弁護士制度の存する現代に於ては所謂三百代言の必要毫も之れなきものなりと云ふに在るもの如しである。

これは要するに、非弁護士の社会的有用性を否定し、その弊害のみを強調する議論であつた。さらに齋藤はもう一つの理由も紹介する。それは弁護士と非弁護士との競争関係についてであつた。すなわち、

所謂三百代言の収入は仲々多く（或る地方などは、多きは一人一ヶ月四、五百円、少きは一ヶ月数十円）、従て弁護士の業務を阻害せらるることとなり、益々弁護士業困難（Anwaltsnot）に陥るので、之れをも防止せんとするに在るものなりとのことである。⁽⁶²⁾

齋藤は、こうした主張——とくに前者の社会的弊害論——に反対し、非弁護士の社会的有用性を積極的に主張する。彼は、「先輩法曹」の口を借りて、次のように述べる。

私の畏敬する先輩の法曹の話に「民間に弁護士制度が認められ居ると雖も、其業態及び報酬等必ずしも民衆一般の希望に副はざるものであるので、茲に所謂三百代言なるもの輩出するのは自然の勢であるので、此意味より云へば、三百代言は実に時代の要求に合したるものと云ふべきもの為るの故に、之れを今直に撲滅せんとするのは穩当でない。」と。私も大いに之れに賛同したのである。

そのうえで、現行弁護士法には、①弁護士業務が専門分化していない、②弁護士報酬が一定していない、などの欠点があるために三百代言が存在するのであり、その数も必然的に増えるという。そして、齋藤は、三百代言の制度化を図るといふ興味深い提案を行っている。ここでも「先輩法曹」の名を借りて次のように述べている。

又私の先輩法曹の言として、人事百般の法的交渉は、大小軽重固より一ならずである。今若し相当法律上の知識を具有し、而かも誠実なる所謂三百代言ありとせば、これ等の事件の軽微なるものを之れに取扱はしめ、特に裁判上の手続を履むことを要せざるが如き事件を取扱はしめなば、迅速に且つ安値に進行終了する。それで法的交渉の範囲を限り、且三百代言に付ての認可制度を採り、又裁判所の嚴重なる監督の下に認可三百代言をして、其事務を執行せしめなば、現在の弊害を防止し便宜を得るなるべし」と説かれたのである。私も先輩の此言に賛成したれ。

相当の法律知識を有し誠実に職務を遂行する三百代言についてはその業務を認可し、裁判所の監督下で軽微事件の取扱を認めるようにすれば、迅速かつ安価な事件処理が可能になるというのである。そして、この三百代言の制度化

論は、具体的には次のような提案として示された。すなわち、(一)身分を限定し、試験又は認定によりその資格を定める。(二)業務の範囲を限定し、報酬又は手数料を制限する。(三)無免許営業者に対する制裁を設ける。

齋藤は、ここまで議論を進めたいうえで、弁護士法改正問題については、三百代言を絶対的に禁止するという考え方に反対する立場を表明する。そして、司法省原案を支持するとともに、さらに「免許法律取扱業者法案」を作成し、同業を公認することを要望したのである。

このような非弁護士擁護論は、ひとり齋藤だけの主張ではなかつた。⁽⁶³⁾その意味で、当該時期における弁護士法改正論議は、非弁護士の容認ないしは制度化という可能性をはらんでいたといえるだろう。しかし、実際の弁護士法改正の動向は、前述のように、このような可能性を排除してその決着を見たのである。

おわりに——もう一つの日本弁護士史への展望

明治後期、法実務の世界では——少なくともその一部において——、弁護士と非弁護士との間である種の相互依存関係が成立していた。非弁護士は、顧客からの依頼に応じて弁護士を紹介し、一般法律事務を処理し、あるいは債権回収や紛争仲介を業としていた。そして、訴訟代理が必要になれば、弁護士に訴訟代理を委任し、それに対する報酬を支払ったのである。こうした両者の相互依存関係を可能にした制度的要因として、筆者は、旧々弁護士法が、①法廷外の一般法律事務について弁護士の業務独占を確立していなかったこと、②弁護士による複数事務所開設を容認していたこと、などを指摘した。

大正期に入ると、弁護士と非弁護士の相互依存関係は、さまざまな事情から一定の見直しを迫られるようになった。第一に、多くの論者によれば、大正期、非弁護士の活動が活発化したと言われている。その要因として、筆者は次のような問題を指摘した。一九一三(大正二)年「裁判所廃止及名称変更二関スル件」(法律第八号)により、全国で一〇〇箇所余の区裁判所(全区裁判所数の約四割)が廃止され、一般市民の裁判所へのアクセスが大きく制約されることになった。そして、そのことが非弁護士への需要を拡大させる方向に作用したと思われる。さらに、一九二〇年戦後恐慌以後、一方で民事訴訟事件数が激増し、他方で失業者数が増加したことに規定されて、非弁護士の活動が活発化した。

第二に、司法省による政策的な法曹人口増大の結果、大正後期から昭和初期にかけて弁護士の窮乏化という事態が現出した。その結果、多くの弁護士は、競業関係にある非弁護士との矛盾・対立を強く認識せざるを得なくなった。そうしたなかで、当時の弁護士会は、弁護士の業務独占の拡大、非弁護士の排除という方向での弁護士法改正を目指した。

ところで、弁護士法改正が論議されたこの時代は、非弁護士問題解決の方途についても、多様な選択肢を示すことができる時代であった。そもそも、司法省の当初の立場のごとく、弁護士と非弁護士の共存状態を容認する立場があった。さらには、齋藤常三郎の提案のごとく、非弁護士の制度化(法曹資格の付与)を図るという提案も存在したからである。

一九三三(昭和八)年四月二八日に公布された弁護士法(法律第五三号、いわゆる旧弁護士法)、「法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律」(法律第五四号)は、弁護士と非弁護士の矛盾・対立に一つの決着をもたらした。その立法内容は、

弁護士の業務独占の拡大、非弁護士の排除を確立したという意味で日本弁護士史に大きな画期をもたらすものであった。我々が最後に強調しておきたいのは、同法が、③で指摘した多様な可能性を排除して選択された結果にほかならないということである。そして、現行弁護士法(一九四九年六月一〇日法律第二〇五号)はその継承物にほかならない。⁽⁶⁴⁾

(以上)

〈注〉

- (1) 拙稿「郷宿・代人・代言人―日本弁護士史の再検討(I)」、『法政研究(静岡大学)』第八巻二号、二〇〇三年二月、八七―一四九頁。
- (2) 井ヶ田良治「明治前期の共有山林民主化運動の一資料(二)」、(三)完 ―吉野地方の公事家・半公事家の記録―、同志社大学人文科学研究所『社会科学』第六三〜六五号、一九九九年九月、二〇〇〇年一月、九月、所収。
- (3) 前掲・井ヶ田「明治前期の共有山林民主化運動の一資料(二)」六頁。
- (4) 『法律新聞』第八二三号、一九二二年九月二〇日付。なお、その後の状況については、『法律新聞』第一一〇七号、一九一六年四月二八日付に掲載された「三百を取締れ」の記事を参照。
- (5) この寺島直という人物は、名法官との世評が高かった大審院判事・寺島直と同一人物かもしれない(寺島は一八九八年六月から一九〇六年九月まで大審院民事部長に在職)。しかし、現在のところ、それを断定できる資料は見当たらない。今後の課題としたい。なお、寺島直大審院判事については、とくに『法律新聞』第六五一号、一九一〇年七月五日付、を参照。
- (6) 『法律新聞』第四六二号、一九〇七年一月二〇日付。
- (7) 『法律新聞』第一五一七号、一九一九年三月三日付。なお、東京弁護士会百年史編纂刊行特別委員会編『東京弁護士会百年

- 史」、東京弁護士会、一九八〇年、三三三頁、参照。
- (8) 『法律新聞』第一六〇一号、一九一九年一〇月三日付。
- (9) 一九二三年九月二八日東京控訴院懲戒裁判所判決、同年二月二三日付「官報」三〇八六号。
- (10) 大濱隆は、その後、徳島地方裁判所長(大正八・七・八)一〇・六・一七)、静岡地方裁判所長(大正二〇・六・一七)一・七・二三)、長野地方裁判所長(大正一一・七・二四)一五・七・二〇)、和歌山地方裁判所長(大正一五・七・二〇)昭和三・五・二九)などを歴任している(司法省編纂『司法沿革誌』法曹会、一九三九年、五五七頁以下)。
- (11) 大濱隆「予審事件より見たる京都」其二、『法律新聞』第六二九号、一九一〇年三月一五日付。
- (12) 法曹百年史編纂委員会編『法曹百年史』法曹公論社、一九六九年、七〇一頁。
- (13) 拙稿「弁護士鈴木信雄と近代地域社会」(一)、『法政研究(静岡大学)』第五卷三二四号、二〇〇一年三月、四二〇頁以下。
- (14) この法的サービス提供型のなかには、非弁護士が弁護士事務所出張所の看板貸しを受ける場合も多かった。
- (15) これらの業態分類は非弁護士活動を概念的に整理・分類するためのものである。その意味ですぐれて便宜的なものでない。実際は、一人の非弁護士が複数の業態を兼ねるということは当然あり得ることであった。
- (16) 大阪府弁護士会編『大阪府弁護士会史』大阪府弁護士会、一九八九年、一三〇頁。
- (17) 『法律新聞』第一六一六号、一九一九年一月一〇日付。
- (18) 名古屋弁護士会編『名古屋弁護士会史(戦前編)』名古屋弁護士会、一九九三年、三〇三頁以下。
- (19) 『法律新聞』第三九四号、一九〇六年二月一〇日付。
- (20) 前掲『法曹百年史』七〇一頁。

- (21) 大濱隆「予審事件より見たる京都」其二、『法律新聞』第六二九号、一九一〇年三月一日付。
- (22) 『法律新聞』第一五三五号、一九一九年四月一八日付。
- (23) 日本弁護士連合会編『日本弁護士沿革史』日本弁護士連合会、一九五九年、一三一頁。
- (24) 『法律新聞』第一八四一号、一九二一年六月三日付。前掲『東京弁護士会百年史』三三四頁以下。
- (25) 『法律新聞』第八七五号、一九一三年七月五日付。
- (26) 『法律新聞』第一五九九号、一九一九年九月二八日付。
- (27) さらに、その後の状況について、『法律新聞』第一六八五号（一九二〇年五月三日付）は、次のように報じている。
- 「昨年十月一日発布されたる神奈川県警察犯処罰令中、所謂三百屋退治の条項は法曹界の一問題となり、弁護士会にては徹底的に此条文を励行されたく、彼の裁判所に入出入して弁護士と同様の業務をなす者に対して此条文を適用し、嚴重に処罰されん事を望むとの趣旨にて運動せし事ありしが、横浜区裁判所の検事局にては弁護士会同一の趣旨の下に、裁判所に入出入して弁護士（士）類似の業務をなす者の頭領と目さるゝ市内戸部町三丁目の長谷川清を、前記処罰令の違反者として所謂三百退治の網に掬ひ込み、曩に横浜区裁判所に於て検事は料科を求刑せしに拘らず、判事は拘留刑を採り十五日の拘留を申渡したるが、長谷川は之を不当として控訴し、前記の關係にて横浜の弁護士が同人の依頼に応ぜざりし為め、東京の布施弁護士に（布施清か？）
弁護を頼み、二十七日午前十時より横浜地方裁判所の検事法廷にて其控訴公判を開かれたり、長谷川は前回代理人を以て事實上の答弁を為したる為め、此日の公判は、布施弁護士より被害者と目せらるゝ数名の者が債権を長谷川に譲渡せし場合の事実につき書類其他に就き説明を与え、更に証人として宮崎清次、岡田コウ、日下野廣次、中田繁吉、林利左衛門、鑑定人として司法省参事官池田博士、及び長谷川に關係せし總ての民事々件の記録を取寄せ等を申請せしが、裁判所にては合議の

未全部却下して検事の論告に入れり、中島検事は、被告が如何に陳述するも立法の精神が被告等の為せるが如き行為を処罰するにあるを以て、第一審の判決は極めて正当なりと論じて控訴棄却を主張し、布施弁護士は被告の債権譲渡は正当なる事及び自他共に利益し毫も他人の迷惑となりし事なしと無罪論を主張し、尚長谷川自身も検事の論告を駁し午後一時閉廷せり

(28) 詳細については、前掲・拙稿「弁護士鈴木信雄と近代地域社会」(一)、四二四〜四三二頁を参照。

(29) 憲法第九条後段(「又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス」)について、伊藤巳代治は次のように説明している。

「是即チ憲法ノ正条ヲ以テ法律ノ未タ及ハサル事件ニ付キ独立命令ヲ発スル大権ノ天皇ニ在ルヲ掲クルモノニシテ「但シ」以下ノ条文ハ命令ノ法律ニ対スル關係ヲ示シタルモノナリ而シテ其ノ形式ニ左ノ二種アリ。

(一) 天皇ヨリ発シタマフモノ即チ勅令

(二) 行政官ラシテ発セシメタマフモノ即チ閣令及省令等(但シ明治二十三年三月廿六日ノ改正官制通則第四条ニ依リ閣令以下ヲ以テ規定スルモノヲ国家ノ安寧秩序ノ為ニスルモノ即チ保安警察上及行政警察上ノ命令ノミニ限レリ随ヒテ臣民ノ安寧幸福ノ為ニスルモノハ必ス勅令ヲ以テ発スルコト、ナレリ。)(伊藤巳代治『法律命令論(命令篇)』伊東伯爵家蔵版、刊行年不明、六七頁。)

なお、学説史上、伊東の見解は一方の有力な立場であるが、他方、それに対抗する一木喜徳郎『日本法令予算論』(哲学書院、一八九二年)以来の流れが存在する。こうした学説史の流れについては、宮沢俊義「立法・行政両機関の間の権限分配の原理」(一)〜(三)、『国家学会雑誌』第四六卷一〇、一一、一二号、一九三二年一〇月〜二月)、金森徳次郎「法則命令に

関する若干の研究」(一)～(五)〔警察研究〕第四卷一〇、一一、一二号、第一〇卷三、六号、一九三三年一〇月～三四年六月、などを参照。

(30) 一九〇九(明治四二年)四月、県令第一四号として制定されたとする文献もあるが、ここでは『法律新聞』の記事によった。
(31) 『法律新聞』第一六〇一号、一九一九年一〇月三日付。

(32) 以上については、前掲「拙稿」弁護士鈴木信雄と近代地域社会」(一)、四二二～四二三頁を参照。

(33) 小堀喜代七については、戒能通孝「小繋事件―三代にわたる入会紛争―」岩波新書、一九六四年、八〇頁以下、『北方の農民(第一号～第三号)復刻版』、『北方の農民』復刻版刊行委員会、一九九九年、二七一頁以下、四五二頁以下、等を参照。

(34) なお、小堀は、小繋事件を引き受けるに当たって、農民たちから「勝訴すれば山をもらおう」という証文を得ていたが、一九四九(昭和二四)年、死の床でそれを焼き捨て息を引き取ったという。

(35) 高柳賢三「弁護士法改正の根本問題―弁護士法社会化の必要―」、同『現代法律思想の研究』改造社、一九二七年、三三五～三七頁。

(36) 裁判所構成法改正(法律第六号)、「判事及検事ノ休職並判事ノ転所ニ関スル法律」(法律第七号)、「裁判所廃止及名称変更ニ関スル法律」(法律第八号)、「裁判所管轄区域ニ関スル法律」(法律第九号)は、四月五日に公布された。

(37) たとえば、弁護士・ト部喜太郎は「区裁判所の廃止に依つて前述の如き不便なる地の人民は僅少なる事件杯に付ては遠隔の地にある裁判(所)に迄態々持出さねばならぬ結果、或は之を放棄せざるの止むを得ざることになりはしないか」(『法律新聞』第八四八号、一九一三年三月一五日付)と危惧している(同様の指摘をするものとして、笠原文太郎「区裁判所廃止は断して不可なり」、山口憲「区裁判所廃止反対也」、ともに『法律新聞』第八四九号、一九一三年三月二〇日付に掲載)。

この危惧は地域住民にも共有されていた。裁判所構成法改正案等が衆議院を通過した直後の三月一六日、「全国区裁判所廃止反対期成同盟会」が組織され、日比谷大松閣で会合が催された。来会者は、千葉、静岡、長野、兵庫、栃木、宮崎、岩手、滋賀、奈良、三重、山形、石川、福井、その他各県の関係町村会議員、町村長、弁護士、代議士等で、一〇〇余名が参集したという(『法律新聞』第八四九号、一九一三年三月二〇日付)。

裁判所構成法改正法及び関係法律の施行後の状況については、「裁判所区域変更と函館弁護士界の打撃」、「木更津と裁判所廃止の影響」(ともに『法律新聞』第八六三号、一九一三年五月二〇日付)、「司法改革結果に付きて」(『法律新聞』第八六四号、一九一三年五月二三日付)、「東京区裁判所の昨今」(『法律新聞』第八七三号、一九一三年六月二五日付)、「各地法況」(『法律新聞』第八七五号、一九一三年七月五日付)などによって知ることができる。これらを見る限り、卜部喜太郎らの危惧は全国各地で現実のものになったように思われる。

(38) 区裁判所の大幅削減が、一般市民の非弁護士への依存度を強めることになるという予想は、その当時から存在していた。たとえば、『法律新聞』に掲載された「司法改革案」と題する小論は、区裁判所の大幅削減を肯定したうえで、「其廃止の結果として、或は三百代言人の跋扈を見るべく」と予想し、「此等は切に当局者の注意を望む」と述べている(『法律新聞』第八四八号、一九一三年三月一五日付)。また、亀山要「裁判所構成法の改正に就て」も、「構成法の改正のみを企て、民法第六十三条第二項の改正を行はざる結果、将来民事の訟廷には所謂三百の跋扈を見るに至り良民の権利を侵害すること多々益々盛ならんとす」(『法律新聞』第八四九号、一九一三年三月二〇日付)としている。

(39) なお、一九一七(大正六)年七月、法律第一三号により、多くの区裁判所が復活した。静岡県の場合、廃止された掛川、藤枝、吉原の三区裁判所のうち、掛川区裁判所が復活した。そして、同年八月、司法省令第三号により、地方裁判所支部も数

多く復活した。

(40) 『法律新聞』第一六九四号、一九二〇年五月二五日付。この記事は、本文中の引用に続けて、東京区裁判所での訴訟増加ぶりを次のように紹介している。「此処でも以前は一日三、四十件の受付けであつたのが、五、六十件に殖えて居る。そして其中では家屋明渡しの請求事件が相変らず多数を占め、五百円以下の貸金とか売掛金の請求事件が之に次で居るが、事件が増加してから特に目立つて多くなつたのは各所の待合から客筋への遊興費の請求事件で、中には五十円、八十円と云ふ小な請求額も現はれて居る。之から観ても如何に花柳界が打撃を被つて居るかと云ふ事を察せられやう。また、『法律新聞』第一七〇〇号（一九二〇年六月一〇日付）も東京地方裁判所における訴訟の増加ぶりを報じている。

(41) 『法律新聞』第一六九七号、一九二〇年六月三日付。

(42) 司法省編纂『司法沿革誌』法曹会、一九三九年、二七八頁以下。なお、一九一六年分のみ、『法律新聞』一二〇〇号、一九一六年二月二〇日付によつた。

(43) なお、一九三三年度からは再び年一回の試験実施となつた。その合格実績を見ると、二三年度一六二名、二四年度一二三名、二五年度一四一名となつて居る。二二年度、二三年度に比べれば大幅に減少しているが、二二年度以前と比べると総じて多い。

(44) 弁護士窮乏化の実態については、日本弁護士協会が作成した「全国弁護士経済統計」がこれを明らかにしている（『法曹公論』一九三〇年九月号）。これについては、鬼武義彦「弁護士経済の特種性」（『法律新聞』第三一八二号、一九三〇年一〇月二五日付）を参照。

(45) 民事訴訟法改正の具体的な要点は以下の通りであつた（司法省編纂『民事訴訟法中改正法律案理由書』清水書店、一九二六

年)。「ア」準備手続制度を拡張し、地方裁判所管轄に属する訴訟については準備手続を経ることを原則とする。「イ」闕席判決制度を廃止する。「ウ」当事者の合意により自由に期日を変更できるといふ現行法の規定を改正。「エ」管轄権を有しない裁判所に訴を提起しても、却下せずに管轄権のある裁判所に移送することとする。「オ」当事者が故意又は重大な過失によって時機に遅れて攻撃防御の方法を提出し、これがために訴訟の完結を遅延させる場合には、裁判長は職権を持ってこれを却下することができるものとする。「カ」法人格を有しない社團又は財団であっても、代表者又は管理人の定めのあるものは訴訟当事者たる能力を有するものとする。また、多数当事者総員のために原告又は被告となり訴訟の衝に当たたる者を選定することができる。「キ」訴訟参加の制度を拡張し、複雑な紛争を一度に解決することを容易にすることとした。

(46) 釧路生「原司法大臣に代言士設置を望む」(『法律新聞』第一四七二号、一九一八年一月一〇日付)。

(47) その後、この投書子(「釧路生」)は、再度、「現行弁護士単一制度を改め代言士設置の件」と題する投稿を行っている(『法律新聞』第一六九九号、一九二〇年六月八日付)。この投書に賛意を示すものとして、無有生「現行弁護士単一制度を改め準弁護士設置の件」(『法律新聞』第一七〇三号、一九二〇年六月一八日付)がある。

(48) 以下については、とくに前掲『日本弁護士沿革史』一三一頁以下、櫻田勝義『判例弁護士法の研究』一粒社、一九七〇年、二八七頁以下、福原忠男『弁護士法』、第一法規、一九七六年、前掲『東京弁護士会百年史』四二二頁以下、等を参照。なお、一九二八(昭和三年)、司法省が、弁護士法改正調査委員会答申をうけて作成した最初の法案とそれに対する弁護士会の反対運動については、本論で言及しなかった。この点については、前掲『東京弁護士会百年史』四二四頁以下、参照。

(49) 『法律新聞』第三〇七九号、一九三〇年二月八日付。なお、原文はひらがな漢字交じり文であるが、引用に当たっては、カタカナ漢字交じり文に改めた。

- (50) 『法律新聞』第三二二三号、一九三〇年五月二八日付。
- (51) 『法律新聞』第三二四二号、一九三〇年七月一五日付。
- (52) 『静岡新報』一九三〇年六月二四日付。
- (53) この司法省案については、全国の判事・検事も大体において支持していたようである。(『法律新聞』第三一六五号、一九三〇年九月一三日付。)
- (54) 復堂「弁護士法の改正如何」は、弁護士会と司法省の立場の違いについて、次のように整理している。すなわち、①「弁護士を依頼するほどの事件に非ざるもの若くは弁護士なき地方民には、弁護士以外の訴訟業者も亦必要なりといふ国民的立場より見る司法当局」、②「三百の如き者を認可するとせざるとは、弁護士法の関する所に非ず、それは別箇の問題なれば、他の法令に依つて取締るべしと見る帝国弁護士会」、③「偽弁護士を黙認するが如きは、弁護士事務を侵蝕することを許容するものなれば、宜しく弁護士法を以て明かに之を禁止すべしといふ日本弁護士協会」の三つである(『法律新聞』第三一八三号、一九三〇年一月二八日付)。これを我々の視点から整理し直すならば、「国民的立場から非弁護士問題を捉える司法省」と「弁護士の利益という視点から非弁護士問題を論じる弁護士会」と言うことができるだろう。
- (55) 『法律新聞』第三二九六号、一九三〇年一月三〇日付。
- (56) 『法律新聞』第三二九七号、一九三〇年二月三日付。
- (57) 清瀬一郎「弁護士法案に就て」、『法律新聞』第三一九九号、一九三〇年二月八日付。
- (58) 『法律新聞』第三三〇一号、一九三〇年二月一三日付。
- (59) 『法律新聞』第三三三五号、一九三一年三月八日付。

(60) 齋藤常三郎「弁護士法改正案に就て」上・下、『法律新聞』第三一九四、五号、一九三〇年二月二十五日、二八日付。

(61) 齋藤は、一九二五年二月調査の結果に基づき、当時の神戸地方裁判所管内には一三三人の三百代言が活動していたという。そして、一九三〇年現在は、少なくとも一五〇人は下らないのではないかと推測している。同管内の弁護士は一八九人（一九二九年現在）を数え、三百代言はその約八割を占めていることになる。これをもとに全国の三百代言の総数を推計すれば、その数は四〇〇〇人から五〇〇〇人を算することになるといふ。

(62) ただ、齋藤は、この第二の理由を「噂」「三百代言側の弁護士に対する悪口」であるとし、「固より信ずべきものにあらざる」としているのだが。

(63) 弁護士・播磨龍城は、弁護士法改正に付随する難問題の一つとして「弁護士に非ずして法律行為を取扱ふを業とするもの所謂三百の取締の程度」を挙げ、次のように述べた（播磨龍城「弁護士法改正問題（上）」、『法律新聞』第三一八四号、一九三〇年一〇月三〇日付）。

「一、弁護士の職務の範囲であるが、法廷に於ける職務としては、刑事法廷の特別弁護人は格別、通例弁護士の外、非弁護士は許されてゐない。又訴訟代理人もそれぞれ弁護士に限る事になつて居るから問題は無い。只問題となるは其以外の事である。司法代書人制度もあるから、本人の依頼で司法代書人が訴訟書類を代書作製する事は無論除外されるのである。すると問題は鑑定であらうか。鑑定、相談、之も非弁護士には相成らぬとするは、如何なるものであらう歟、まして之に対し刑罰を以て臨む事は如何なるものであらう歟、と云ふのが問題である。（略）

勿論個様の問題は、汎く国民の利便の問題に立脚觀察せざる可らず。弁護士の利害といふが如き点から觀察すべきでは無からう。国民が、其專業者たる弁護士の鑑定又は相談に甘んぜずして、專業者以外に（略）業務では無いが事々々々鑑定なり

相談なり研究なりをして呉れる人に信頼し、又近年法律の實際化とか民衆化とかを唱へ、実地問題に講座を延長して活問題の解決を与へるといふ如き傾向のあるのは、社会公衆から見て歓迎すべき事で、弁護士が職務の領域を侵さるゝとて苦情いふべき問題では無いと思ふ。

何れにしても、弁護士の特権を築き立て、之に楯籠るといふ風に誤解を招く様な主張は、よろしくないのではあるまい歟。、弁護士と非弁護士とは舞台が違ふ。、（弁護士は）法廷が其職務を行ふ舞台であるとして、非弁護士は其舞台に出ることは制度上許されぬ。とすれば、ソコに特権があるわけで、（その特権を）法廷以外の万般の法律行為にまで押し及ぼす事が可能で、且つソレが社会民衆の利便であるや否、大に考へねばならぬ事と思ふ。

三、無論非弁護士中のひどひ三百に至つては、社会に害毒を流す例は大にある。併し、ソレハ其の方面から嚴重に取締るべきである。競売場に於ける非弁護士、三百の跋扈、歴代の東京所長や区監督判事乃至係官が一指をだに染むる事出来ざる次第なりといふ事も見聞せぬでは無い。こんな裁判所に於ける行為さへ取締の出来ざるに、裁判所外の行為を取締ると云つて見たところで、徒法空文に帰するは見えずきたる事柄で、たまたま形式解釈にあてられ、善良なる非弁護士が法網に引かれる位に過ぎざるべきのみではあるまいか。

四、地方の問題としては、弁護士出張事務所の問題なるべし。併し、之れとても二様に觀察は出来る。弁護士の優秀なる出張事務所は、其事務所員が所謂三百でも監督の下に立つから害なく、之に反して弁護士利用せられ、アベコベに雇傭せらるゝ場合は、却つて願使せらるゝから往々問題を起すのである。年若き弁護士は、三百が横行するから、弁護士の処へ事件が来ぬと思ひ、且つ之を公言し生活問題を云々、三百が横行するから妙な訴訟が多く起るのであるまい歟。社会の事は片面丈ではきめられぬ。（略）

八、法廷外の法律取扱事務に於て、一時大に擡頭したるは所謂暴力三百で、諸般の掛合ひ事即ち交渉、談判乃至家屋の明渡、実行又は之に對抗行為であつた。此等は皆裁判所に於ける取扱がナマヌルク、殆んど効果が挙げぬから生じたもので、いはば裁判事務や執行事務の其威力効力を失したるより生じたる弊害と云はざる可らず。其源を塞がずして其末を云々するは本末転倒と云ふべきである。

元来各府県には何れも、三百取締の府県会警察規則等があるのであるが、實際は余り之を適用せぬといふことである。此等を弁護士法の中に持ち込むで取締らふと云ふのは如何なるものであらふ歟。弁護士法は純乎たる弁護士に適用する法律にとゞめて置く方体裁から見ても然るべき事である様に思はるる。」

また、かの弁護士・布施辰治も、弁護士法改正問題を論じるなかで非弁護士問題に言及したことがある（布施辰治「弁護士法案及法律事務取扱に関する法案に就て」、『法律新聞』第三二二五号、一九三二年一月一八日付）。すなわち、非弁護士の中には一般市民の信頼に依えて法律事務の取扱をなす者（たとえば無産団体争議部のように）がいる一方で、弁護士の中には資格を持つていても依頼者に損害を与えるような失態を曝す者もいると指摘したうえで、職業選択の自由の観点から、前者のみを禁圧しようとするこれら法案の不当性を鳴らしたのである。すなわち、

「一、(略)立案者の意図が、(一)の弁護士法案に於て資格特権(の)強調、事件依頼者に対する優越的位置の強調を主眼として、(二)の法律事務取扱に関する法律に於ては、濫りに三百退治と称する好名辞の下に、事実上社会的信用と社会生活の体験に訓練せられたる無資格法律事務取扱者の好意と犠牲を任ずる法律事務取扱の圧迫を主眼とし、あたかもそれら無資格法律事務取扱者の法律事務取扱によつて有資格法律事務取扱業者の法律事務が蚕食横奪せらるゝものゝ如き僻見を包蔵する条文字句の対照甚だ不純を極めてをる。(略)

(D) 第十六条「弁護士ノ事務所ハ所属弁護士会ノ地域内ニ之ヲ設クヘシ、弁護士ハ如何ナル名義ヲ以テスルモ二個以上ノ事務所ヲ設クルコトヲ得ス」の規定は、(略)労働者団体、農民団体、借家人団体等々、無産団体の事務所に階級的弁護士の顧問たる無産者法律相談所を設置する法律戦線拡大強化の弾圧を目的とするものなることを指摘し、且つ法律事務取扱に関する法律案の所謂三百退治と称して、労働者団体、農民団体、借家人団体等々、無産団体の争議部・法律部の弾圧を目的とする支配階級の意図に出でたるものなることを断案して、労働者農民無産団体の名に於て之に反対する。(略)

(F) 法律事務取扱に関する法律案に就ては、その立案の意図が、かの暴力行為等取締に関する法律案が名を暴力団の取締りに藉り、その実、労働者団体、農民団体、借家人団体等々、無産団体の団体的運動を弾圧してをるのと同様、労働者団体、農民団体、借家人団体等々、無産団体争議部の法律事務取扱を弾圧する意図に出でたるものなることを指摘暴露すると同時に、絶対的職務の自由を強調してその全案に反対する。

惟ふに、世間の所謂三百と称する無資格法律事務取扱者中には、悪辣非道な者もあるにはある。だが社会生活の訓練と好意の任侠を以て、一般人の信頼に俟つ法律事務を取扱つてをるものも少なくない。而して、それら無資格法律事務取扱者は簡易敏捷、よく事件解決の成績を挙げてをる者のあることを無視するわけには行かない。と同時に、所謂有資格者と雖も、所謂法律家の縁故者なるが故に、法律を学んで弁護士の資格を獲得しても、全然不適材不適所にして依頼者を誤る事務取扱の失態を暴露してをる者も少なくないことを通観し、最も公平な見地から本案全案に反対しなければならぬ。」

(64) 現行弁護士法は、内容的には、旧弁護士法と「法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律」とを合体させたものといふことができる。すなわち、後者に相当する規定は、現行弁護士法の第一〇章「法律事務の取扱に関する取締」(第七二条〜第七四条)にはほぼ該当する。